

韓国における測量・地理空間情報に関する法制度 Korean Legal Systems on Survey and Geospatial Information

測図部 明野和彦
Topographic Department Kazuhiko AKENO

要 旨

韓国は、2009年に「国家空間情報に関する法律」及び「空間情報産業振興法」の制定等、地理空間情報の活用推進・産業育成を目指した法律を整備している。また、韓国の中央政府の改編等も踏まえて、測量法、水路業務法及び地籍法を統合した「測量・水路調査及び地籍に関する法律」を制定している。

これらの法律の改正・制定の背景、概要等を含め、韓国の測量・地理空間情報に関する法制度を中心に、我が国の法制度とも比較しながら解説する。

1. はじめに

我が国と韓国が似ているところに、社会制度がある。我が国が、高度経済成長期に米国からさまざまな制度を参考にしたように、韓国には我が国の制度を参考したものと思われるものも多い。我が国は、米国を参考にしてきたが、韓国の場合、韓米より韓日の方が、文化的にも近く、また、歴史的な経緯もあって、社会システムが類似しているため、我が国の制度を大きく変更せず取り入れることができる。ただし、後述するように近年は、逆に韓国による法制定が、我が国の法制定に影響を与えていると見られる事例も出てきている。

我が国と韓国とが大きく異なるところとして、韓国は北朝鮮と軍事的緊張関係（停戦状態）にあることがある。先進国では、地形図は自由に入手できる

し、国外への持ち出しも規制していない。しかし、発展途上国では、地形図は未だ軍事的な色合いが強く地形図の公開に関して規制があることも多い（明野、2006）。韓国は、既に先進国であろうが、地理空間情報に関しては、統制すべきものと位置づけているようである。例えば、韓国政府は、GoogleがGoogle Earthで高解像度衛星画像を公開したとき安全保障上の懸念を表明している。また、地理空間情報の公開にも制限を加えていることがある（図－1参照）。

一方で、韓国政府が強力に推進している情報通信産業の発展のためには、それを支える重要なコンテンツとなる地理空間情報の公開や流通促進が不可欠となる。これら相反する事項を同時に実現するため、法制度の整備に積極的に取り組んでいるものと考えられる。

そのほか、我が国と類似しているが、少し様子が異なるところに、中央政府の権限がある。地方分権が叫ばれているように、我が国も、もともと中央政府の権限が強いと言われているが、韓国は、我が国と比べても、一層、中央政府の権限が強い傾向にある。これは、大統領制という政治体制によるところも大きい。軍事的緊張関係にあるという観点も無縁ではないと思われる。

本稿では、上記のような視点も交えて、韓国の測量・地理空間情報に関する法制度及び隣接分野の法制度について解説する。



図－1 韓国大統領府付近の地図と衛星画像（Google Map より）

なお、韓国では、2008年に中央政府の組織改編があったため、我が国の国土交通省に相当する組織が、建設交通部から国土海洋部になっているので、法令中、我が国の大臣に当たる法施行の責任者が、建設交通部長官となっていたり、国土海洋部長官となっていたりするので注意されたい。

また、紹介した法律の一部は、仮訳を最後に掲載したので、必要に応じて参照されたい。条文を見てわかるように、全般的に義務規定（～しなければならない）ではなく許可規定（～できる）が大変多く、仕組みとして整備はされていても、その実施状況とは必ずしも一致しないので注意が必要である。

2. 国家空間情報に関する法律

2. 1 国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律

我が国は、2007年に地理空間情報活用推進基本法（以下「基本法」という。）を制定している。欧州においても、2007年に欧州共同体における空間情報基盤の構築に関する指令（INSPIRE）が発効している（門脇ほか、2009）。

韓国では、これらの取り組みに先駆けること7年前の2000年に「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」を制定している。第1条で、「この法律は、国家地理情報システムの効率的な構築並びにその活用及び管理に関する事項を規定することにより、国民に対する多様な地理情報の提供を通じて、国土及び資源を合理的に利用し、国民経済の発展に資することを目的とする。」と規定している。目的に「活用」だけではなく「管理」を明示しているところが特徴的である。

基本的な構成は、次のとおりである。

第1章 総則

目的、用語の定義、地理情報の公開

第2章 国家地理情報システムの推進体制

基本計画の策定、実施計画の策定、推進委員会の設置・構成・権能

第3章 国家地理情報システムの基盤作り

研究開発、標準化、専門人材養成、モデル事業、支援機関

第4章 国家地理情報システムの構築・管理等

基本地理情報の構築・管理、そのための関係機関の相互協力、重複投資の防止

第5章 国家地理情報システムの活用及び流通

地理情報の活用・普及、目録作成、複製販売

第6章 保安管理等

地理情報の保護、安全性の確保、侵害・破損の禁止、秘密遵守

第7章 補則

政府の予算的な支援

第8章 罰則

法律では、政府は国家地理情報システムの構築及び活用を促進するために、5年単位で国家地理情報システム基本計画を策定・実施することとしている。この基本計画には、①基本方針、②基本地理情報の構築及び管理、③研究開発、④人材養成、⑤活用・流通、⑥投資計画・財源調達、⑦標準化、⑧産業育成、⑨その他必要な事項、を含むとしている。また、中央行政機関は、毎年、基本計画に基づき、実施計画を策定することとなっている。また、地方自治体は、地域別実施計画を策定することができる、としている。

これらの基本計画、実施計画、基本地理情報の選定、地理情報の流通と保護に関する事項、政策調整等を審議するために、国家地理情報システム推進委員会を置くこととしている。委員長は、建設交通部長官、委員は、中央政府機関の次官、地方自治体の長の代表、当該分野の有識者から構成する。

法律では、基礎的な主要地理情報を基本地理情報とし、大統領令（我が国の政令に相当）によって、行政区域、交通、海洋・水資源（水路を含む）、地籍、測量基準点、地形、施設、衛星画像・航空写真等を基本地理情報として定めている。関係中央政府の機関は、この基本地理情報をデータベースとして構築・管理しなければならない。

地理情報を整備・管理する国家機関・地方自治体・政府投資機関を「管理機関」とし、管理機関は、地理情報の活用の促進を図る一方で、公開を制限する地理情報に対する不適切なアクセス・利用や流出を防止するために保安管理規程を設けることとしている。管理機関は、整備・管理している地理情報に関する目録を作成・管理しなければならない。

政府は、関連技術の研究・開発、人材養成、専門知識及び技術支援、地理情報データベースの構築・管理、流通、目録の作成に対して、補助金又は出資金等必要な支援を行うことができる。

2. 2 国家空間情報に関する法律

2000年に制定された「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」を2009年2月6日に「国家空間情報に関する法律」と改称して新たに制定している（2009年8月7日施行）。

基本的な構成は、次のとおりである。

第1章 総則

目的、用語の定義、空間情報の公開

第2章 国家空間情報政策の推進体制

基本計画の策定、実施計画の策定、推進委員会の設置・構成・権能、研究開発、政府の予算的な支援

第3章 国家空間情報基盤の構成

基本的な空間情報の取得・管理，空間情報参照システムの付与，標準化その普及・遵守，空間情報センターの設置

第4章 国家空間情報システムの構築及び活用
空間情報データベースの構築・管理，重複投資の防止，空間情報の一覧情報作成，協力体制の構築，空間情報の活用・公開・複製販売

第5章 国家空間情報理情報の保護
保安管理，安全性確保，侵害・毀損の禁止，秘密遵守

第6章 罰則

再構成している部分はあるが，概ね同じである。主な改正点は，次のとおりである。

- ① タイトル・条文の「地理情報」が「空間情報」に変更。
- ② 目的が「利用」から「総合活用」に変更。第1条では，「この法律は，国家空間情報システムの効率的な構築並びにその総合活用及び管理に関する事項を規定することにより，国土及び資源を合理的に利用し，国民経済の発展に資することを目的とする。」としている。
- ③ 空間情報の整備・管理を行う管理機関として，国・地方自治体等に加えて「大統領令で定める機関」を追加し，大統領令において電気通信事業者・都市ガス事業者・送油管設置者等の民間事業者を指定。管理機関は，基準に基づくデータベース整備，重複整備の防止，目録の整備等の義務が課せられる。
- ④ 基本計画に基づく年度ごとの実施計画の策定は，従来は国だけの義務であり，地方自治体は，実施計画を「策定できる」としていたが，特別市・広域市・道（我が国の都道府県・政令指定都市に相当）にも義務を課す。
- ⑤ 「総合活用」を実現する手段として，次の二つを規定している。一つは，従来の基本地理情報に代えて，地形，海岸線，行政界，道路・鉄道・河川の境界，地籍，建物等の人工構造物の空間情報，基準点，地名，オルソ画像，数値地形モデル（DEM）を基本空間情報とし，政府（国土海洋部長官）は，各機関の整備する「基本空間情報」を統合して一つのデータベースとして管理することとしている。もう一つは，空間情報を効率的に管理・活用するため自然的又は人工的な客体に付与された空間情報の唯一の識別番号を整備・告示し，管理機関は，この空間情報参照システムを使用してデータベースを整備することとしている。

2. 3 基本法との比較

我が国の基本法は，韓国の「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」と「国家空間情

報に関する法律」の間で制定している。

我が国の基本法は，準天頂衛星の整備・推進が法制定の発端であったため，衛星測位に係る施策も含まれているが，韓国の法律は，純粋に地理空間情報に関する法律であり，より具体的な規定が多い。

韓国の法律では，地理空間情報の管理機関は，地理空間情報の流通の促進を図る一方で，公開を制限する地理情報に対する不適切なアクセス・利用や流出を防止するために保安管理規程を設けることとしている。我が国の基本法は，「基本法」という性格もあるが，第3条の基本理念で「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては，地理空間情報の流通の拡大に伴い，個人の権利利益，国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。」としているだけであり，具体的な規定はない。一方で，韓国の法律には，我が国の基本法にある個人情報の保護に関する記載はない。

我が国では，地方公共団体や民間団体に具体の義務を課することは難しいが，韓国では，法改正によって，義務を課す対象を広げている。地理空間情報の活用の強化という側面と，地方自治体やライフライン企業までを法律の対象とすることによって，安全保障にも係る地理空間情報の管理の強化という側面も合わせもつものと考えられる。

韓国の法改正では，旧法の基本地理情報と比べて基本空間情報には，明示的に「境界」を追加しており，我が国の基本法にある基盤地図情報の影響を受けているものと考えられる。また，基本地理情報にあった航空写真は，基本空間情報では総合活用が容易なオルソ画像に変更になっている。そのほか，我が国においても，当初，基盤地図情報の項目として検討されていた地理識別子による地理空間情報の統合の仕組みが，明示的に法律本体に組み込んである。

さて，三つの法律では，最も基本的な用語として，地理情報，空間情報又は地理空間情報が登場する。参考までに，それぞれの法律における定義を列举しておく。

①国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律

「地理情報」とは，地形・地物・地名及び境界等の位置及び属性に関する情報をいう。

②国家空間情報に関する法律

「空間情報」とは，地上・地下・水上・水中等の空間上に存在する自然的又は人工的な客体（オブジェクト）の位置情報及びこれに係る空間的認知及び意思決定に必要な情報をいう。

③基本法

「地理空間情報」とは，第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す

情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)

二 前号の情報に関連付けられた情報

なお、本稿の中では、一般的な用語としては、地理空間情報を、個別法律の事項に関するときは、その法律の用語を使うことにしている。用語については、英語でも、spatial data, geospatial data, geodata, geographic information 等、多様な表現が、政府機関や国際標準の中でも厳密な使い分けがないまま使われていることが多いようである。

3. 空間情報産業振興法

3. 1 目的、対象及び基本計画

韓国では、2009年2月6日、「国家空間情報に関する法律」と同時に、空間情報産業振興法を制定している(2009年8月7日施行)。目的は、空間情報産業の競争力を強化し、その振興を図り、国民経済の発展及び国民生活の質向上に貢献することである。

振興対象となる空間情報産業は、測量業・水路事業、衛星画像を活用する事業、衛星測位等の位置決定関連機器産業・位置情報サービス事業、空間情報の生産・管理・加工・流通のためのソフトウェア、空間情報システムの整備、空間情報の教育・コンサルタント、その他関連した事業としている。

この法律では、5年を単位とした空間情報産業振興基本計画を策定することとしており、この法律に基づいて策定した計画は、「国家空間情報に関する法律」の基本計画の一部となる。空間情報産業振興基本計画では、次の事項を含む。

- ・空間情報産業振興のための政策の基本方向
- ・空間情報産業の部門別の振興施策に関する事項
- ・空間情報産業の基盤づくりに関する事項
- ・地域空間情報産業の育成に関する事項
- ・空間情報事業者の育成に関する事項
- ・空間情報産業の専門人材の養成に関する事項
- ・空間情報の活用技術の研究開発及び普及に関する事項
- ・空間情報の利用の促進及び流通の活性化に関する事項
- ・その他空間情報産業振興のために必要な事項

3. 2 空間情報の提供・流通

この法律では、次のような空間情報の提供・流通に関する規定がある。

- ・「国家空間情報に関する法律」に規定する管理機関(民間の管理機関は除く)は、空間情報事業者に、空間情報を有償又は無償で提供することができる。
- ・ただし、空間情報の提供を受けようとする空間情報事業者は、事前に、所定の登録をしなければならない。

- ・空間情報事業者は、空間情報を加工して提供することができるが、軍事基地・軍事施設等に関する情報が含まれないようにしなければならない。

としている。つまり、この法律によって、民間事業者は、登録すれば、空間情報の提供を受けることができるが、安全保障の観点からの規制も同時に課せられることになる。人工衛星データのように韓国から入手する必要のないデータには規制はかからないが、管理機関を起源とする地図データを韓国から入手する場合には、これらの規定が適用されることになる(図-1参照。ただし、地図では大統領府の表示がないのは、法適用によるものか事実関係は確認していない。なお、図の凡例は、航空写真となっているが著作権表示からは衛星画像と推定。)

「空間情報に関する法律」では、空間情報の主要な一次データの供給機関である政府等の空間情報の管理機関について情報管理を規定したが、空間情報産業振興法では、その利用者である民間企業に対して規制をかけている。産業は育成したいが、安全保障上、情報の利用を自由にしてよいという訳にもいかず、「空間情報産業振興法」のなかで、振興と規制の両方を規定している。

3. 3 産業振興策と体制

産業振興策として、次のような規定がある。

- ・空間情報事業者に対して国・地方自治体による融資等の財政支援ができる。
- ・空間情報等の品質確保及び流通促進のため、政府によって機器・ソフトウェア・サービスの品質認証を行うことができる。国土海洋部長官は、品質認証を行うために、認証機関を指定することができる。国土海洋部長官は、認証を受けた製品のうち、中小企業が生産した製品を優先的に購入するように管理機関に要請できる。
- ・国土海洋部長官は、空間情報産業振興支援機関を指定することができる。この指定を受けると、国土海洋部長官からの調査分析、支援事業、品質認証、人材養成等の委託事業を遂行することができる(2009年10月時点では、大韓測量協会等が申請中。)
- ・空間情報産業の健全な発展と共同の利益を図るため、空間情報産業協会を設立することができる。いわゆる空間情報産業に関する業団体の設置に関する規定である。なお、我が国では、業団体は、公益法人の形態を取ることが多いが、韓国では、業団体は、法定団体であることが多いようである。なお、空間情報産業協会は既に設立されている。
- ・空間情報に関する知的財産保護に関する施策を推進することができる。そのために、政府は、大統領令で定める機関・団体に、委託して事業を行う

ようにすることができる（大統領令によって、空間情報産業振興支援機関、空間情報産業協会、「著作権法」による韓国著作権委員会、「情報通信網利用促進及び情報保護に関する法律」による韓国情報保護振興院、「測量法」による大韓測量協会、「地籍法」による大韓地籍公社、「中小企業協同組合法施行令」によって設立された組合（空間情報産業育成に係る事業を遂行するものに限る）等を指定している）。

- ・同様に人材育成に関しても、政府は、委託して事業を行うことができる（大統領令では、専門人材養成機関として、「高等教育法」による大学の中で空間情報関連学科又は専攻が設置された大学、大韓測量協会、大韓地籍公社、組合（空間情報産業育成に係る事業を遂行するものに限る）、「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」によって設立された研究機関等を指定している）。
- ・空間情報集合投資機構を設立することができる（2009年10月時点では、未設立）。
- ・「国家空間情報に関する法律」に規定する管理機関（民間管理機関は除く）が、空間情報関連業務を発注する場合には、「エンジニアリング技術振興法」、「ソフトウェア産業振興法」及び「測量法」で定めた対価基準を準用することができる。
- ・その他、空間情報の共同利用に必要な技術基準等の工業標準化の活動支援ができる、空間情報産業の海外進出支援ができる等。

我が国では、公益法人を通じた政府の産業支援活動は、縮小方向であるが、韓国では、さまざまな法律によって公益法人に準ずる組織が設置されており、また、大学等も活用しながら、産学官による取り組みができるようになっていることがわかる。

4. 測量法

4. 1 概要と特徴

韓国では、測量法を1961年に制定している。基本測量、公共測量、測量計画機関、測量作業機関、測量成果・記録、測量標、作業規程等の用語及び概念、基本測量及び公共測量の実施手続き、法律の全体構成等、我が国の測量法（1949年制定）と極めて似ており、我が国の測量法を参考にしたことがうかがえる。

測量法の権能は、我が国の測量法では、国土交通大臣と国土地理院とで分掌しているのと同様、韓国では、国土海洋部長官（中央省庁改編前は、建設交通部長官）と国土地理情報院長（韓国の国家測量地図作成機関）とで分掌している。

後発の法律であるため、我が国の測量法を基礎として、工夫の跡が見られる。異なる点の概要は、次のとおり。

- ・測量と地図の定義を具体的に記述している。「測量」とは、地上、地下、水中及び空間の一定の点の位置を測定し、その結果を図面及び数値で表示し、距離、高さ、面積、体積及び変位の計算を行い、図面及び数値で表示される位置を現地に再現することをいう。地図の製作、沿岸海域の測量と測量用写真の撮影を含む。「地図」とは、地上、地下、水中及び空間の位置並びに地形、地物、地名等の各種地形空間情報を一定の尺度により記号又は文字等で表示することをいう。一方、我が国の測量法では、『測量』とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。」と素っ気なく、地図の定義はない。
- ・大統領令により公共測量の実施機関として、地下埋設物測量を実施するライフライン事業者等を指定している。韓国では、「国家空間情報に関する法律」でも、その管理機関の対象を民間のライフライン事業にまで拡大している。これは、民間が整備した地理空間情報でも、その活用を図る制度に組み入れることと、安全保障上、ライフラインの情報を管理できるようにすることの二面性があるものと考えられる。
- ・基本測量・公共測量は、測量技術者によって行われるが、我が国の測量士に相当する測量技術者の資格は、測量法ではなく国家技術資格法によって与えられる。
- ・国土海洋部長官は、測量分野に関連業務に従事する公務員、公共測量企画機関の従事者、測量技術者等に教育訓練を実施することができる（教育訓練に法的な位置づけがある）。
- ・国土海洋部長官は、測量技術の研究開発、導入及び情報交換のために必要な施策を実施しなければならない（研究開発の実施は法的な義務がある）。
- ・測量機器は、国土海洋部長官の実施する性能検査を受けなければならない（我が国における気象業務法の気象測器のように、測量機器の検定について法的な義務がある）。
- ・基本測量及び公共測量の測量記録・成果の提供について、国家安全保障上の利益を害する懸念があるとき、又は、他の法令で閲覧が制限されている非公開事項は、例外とされている。また、国土海洋部長官の許可なく基本測量成果及び公共測量成果のうち、地図、沿岸海域基本図及び測量用写真の国外持ち出し禁止となっている。最近では、提供の規制の運用を緩和しているが、それでも国土地理情報院が整備している基本測量成果のオルソ画像やDEMは、国・地方自治体には提供しても、一般には公開していない。我が国の測量法が、2007年の改正によって、使用承認できない条件をより限定的にしたこととは対照的である。一方で、（お

そらく安全保障の観点から) 外国政府とは、基本測量成果及び公共測量成果を相互に交換できる例外規定を大統領令の中に設けている。その他、公共測量成果についても、軍事施設等の国家安全を害する恐れのある事項は、地図に表示してはならないと規定し、また、一般測量についても、地下埋設物の測量等、公共の利害に重大な関係があると認められるものについては、公共測量として指定できると規定している。

- ・地図等の刊行は、国土海洋部長官の承認を得て、代行者を指定することができる(地図刊行組織の指定を規定)。
- ・測量成果・記録を使用する者は、測量成果の使用料を納付しなければならない。ただし、国・地方自治体は、無償で使用できる。
- ・測量に関する積算基準は、大統領令として定める。
- ・測量業及び測量技術者は、測量協会を設立することができる(この条文に基づく測量協会が、大韓測量協会である)。
- ・地方自治法その他法令に定められている地名以外の地名は、国土海洋部長官が告示する。また、地名の決定のために国土海洋部に中央地名委員会を設置(地名決定の権能がある)。韓国は、この中央地名委員会を活用して、2005年には、無名の離島、竹島(韓国名「独島」)の小さな岩等に国家として正式の名前を決定して告示している。一方、我が国には、自然地名を正式に決定する制度・組織がない。このような国では、国家地図作成機関の整備する地図に記載することをもって実態的な公称として扱われることが多く、国連において地名の標準化を扱う国連地名標準化会議には、我が国を含めて国家地図作成機関が政府を代表して参加することが多い。なお、国際連合地名標準化会議では、第1回会議の1967年に、各国は地名を標準化する権能を有する組織をもつべきであると勧告しており、我が国も韓国のような制度があることが望ましい。
- ・国土地理情報院に測量審議会を置く(我が国では、1952年に建設省設置法の改正にあわせて廃止になったが、韓国には存在している)。
- ・国土地理情報院長は、その業務遂行に支障がない範囲で、公益上の目的のために必要と認定される場合には、業務受託ができる(国土地理院の場合、地方公共団体等からの委託による測量は、過去には、測量法ではなく建設省設置法で担保されていた)。
- ・国土海洋部長官の権限は、大統領令の定めるところにより、市、道知事、国土地理情報院等に委任できる。また、国土海洋部長官及び国土地理情報院の権限のうち、基本測量の使用承認の審査及び

公共測量の審査については、測量協会又は国土海洋部長官の許可を受け設立された非営利法人に委任できる。実際には、大韓測量協会が、この委任規定に基づき公共測量の審査を実施している。

海の測量法に相当する水路業務法も、測量法と同様、我が国の水路業務法を参考に制定している。ただし、水路業務を実施する組織は、我が国の海上保安庁の組織(海洋情報部)ではなく、独立した組織である国立海洋調査院が担当している。

4. 2 情報収集及び関係機能の強化

この十年近くの間に、2000年、2001年、2004年、2006年及び2008年の5度にわたって測量法を改正している(後述するように、実際には、新法への移行にあわせた改正を含めると6度)。

公共測量を実施する対象者として、国・地方自治体・政府関連機関による測量以外に、地下施設物の測量を実施する電気通信事業者・都市ガス事業者によるものを追加する等、一部の民間事業者の測量まで対象を広げている。

基本測量成果の鮮度を確保する手段として情報収集機能も強化している。韓国の測量法にも、我が国の測量法13条に相当する基本測量に関する資料や報告を求めることができるという規定が当初からある。韓国の測量法では、その後の改正によって、地方自治体の長は、地形・地物の変動があるときには国土地理情報院長に地形・地物の変動事項を通知しなければならないこと、公共測量計画機関の長は、地形・地物の変動を誘発する建設工事を施工・完了したときには国土地理情報院長に地形・地物の変動事項を通知(施工時に位置図、完了時に竣工図の提出)しなければならないことを規定している。つまり、国土地理情報院の側から個別に請求しなくても、地方自治体や公共測量計画機関から情報を提供するように義務づけている。また、関係行政機関の長への地名及び行政区域の境界に関する資料の提出の要請に対しては、関係行政機関は応ずることを義務づけている。

そのほか、地図等の維持・管理のために必要な場合には国家機関・地方自治体その外の公共機関と協力体系を構築することができる旨の規定を設けており、協力体制を構築した機関には、地図等の資料を提供することができるとしている。

なお、韓国では、測量法廃止法を2009年6月9日に制定しており、「測量・水路調査及び地籍に関する法律」の施行にあわせて測量法は、廃止となっている(6. 参照)。

5. 地籍法

「測量・水路調査及び地籍に関する法律」を説明

する関係上、地籍法について簡単にふれておく。

地籍法第1条では、「この法律は、土地に係る情報の調査・測量、地籍公簿による登録・管理及び登録情報の提供に関する事項を規定することで効率的な土地管理と所有権の保護に貢献することを目的とする。」としている。

韓国では、欧州諸国に多くみられるように、地籍に関して、行政機関で土地（筆）の所在、地番、面積等を記載した土地の台帳（地籍公簿）の登録・管理を、司法機関で権利の登記を担当している。我が国では、不動産登記法に基づいて法務省（行政機関）が、台帳と登記を一体的に管理している。韓国の地籍法は、我が国の不動産登記法のうち、土地の表示に関する部分に相当する。韓国では、全国の地籍調査を1920年代に完了しているため、我が国で、地籍を明確化するために制定している国土調査法に当たる法律はない。

韓国の場合、地籍に変更があった場合は、60日以内に登録しなければならない。韓国の地籍（不動産登記の境界）は、我が国とは異なり国が保証している。原則的に筆界、所有権界、公共物管理界等は、同一でありGISデータ等として活用しやすい。

地籍の管理は、地方自治体が実施している。土地の異動があると、大韓地籍公社が独占的に地籍測量を実施していたが、2003年12月の法改正より、公社以外に地籍測量業者が実施できることになっている。

地籍法は、行政自治部（自治省）が地籍法を所管していたが、中央政府の組織改編によって国土海洋部に移管した。しかし、従来の縦割り行政の結果、測量法に基づく基本測量・公共測量のための国家基準点網とは別に、地籍法に基づく地籍測量のための国家基準点網を整備していた。このため、国家基準点の近隣に地籍測量の基準点があることもある。

地籍は、全国揃ってはいるが、整備時期が1900-1920年代と古く、また、当時の歴史的な経緯もあり、政府では全国的に地籍を再調査する法律の制定を検討している。地籍図は、我が国で明治時代に整備した公図等とは異なり、近代測量によって整備している。我が国は、まったく地籍が整備されていないような発展途上国から比べると、曲がりなりにも公図等が全国整備されている。我が国の国土調査法による地籍調査は、この既存の公図等にある境界を再調査により明確化する事業である。韓国とは状況は異なるが、我が国の国土調査法も、地籍の再調査法の一つであるとの見方もできる。

なお、韓国における「国土調査」は、我が国の地籍調査を主とする「国土調査」とはまったく関係なく、2002年に制定された国土基本法（我が国の「国土形成計画法（旧国土総合開発法）」に相当）に基づ

いて国土総合計画を策定するために必要な国土情報体系の構築のための調査のことを指すので注意が必要である（我が国の国土情報整備事業に相当）。この国土調査は、大統領令に基づき国土地理情報院が実施している。ちなみに、国土基本法の理念として、「均衡ある国土の発展・競争力のある国土環境作り・環境に優しい国土管理」等が謳われている。「均衡ある国土の発展」は、我が国でも高度成長期にはよく使われた表現である。

韓国の地籍制度については、戸田（2009a, 2009b）に詳しく解説されているので参照されたい（ただし、紹介されている国土地理情報院地籍チームは存在しない）。

6. 測量・水路調査及び地籍に関する法律

李明博大統領の就任に伴う2008年の中央政府の組織改編では、測量法を所管する建設交通部と水路業務法を所管する海洋水産部の海洋部門とが統合するとともに、行政自治部が所管する地籍法を国土海洋部に移管した。2009年6月9日には、これらの法律を統合した「測量・水路調査及び地籍に関する法律」として新しく制定し、同年12月10日の施行日にあわせて、個別法はすべて廃止となった。

新法の提案理由は、「測量、地籍及び水路業務分野で互いに違う基準と手続きにより測量及び地図作成等が実施され、地図の根幹をなす地形図・地籍及び海図が互いに不一致となる等、国家地理情報産業の発展に支障を招く問題を解消するために『測量法』、『地籍法』及び『水路業務法』を統合して測量の基準と手続きを一元化する。」となっている。

既に述べたとおり、地籍測量では、基本測量・公共測量のための基準点網とは別に基準点網を整備している実態がある。

我が国の場合は、地籍調査（地籍測量）のための基準点は、国土調査法において、国土地理院が整備することとしているため、基準点体系は最初から統一できている。また、2000年の「測量法及び水路業務法の一部を改正する法律」によって、同時に世界測地系への移行を果たしている。さらに、韓国とは異なり、不動産登記法の地図及び地図に準ずる図面は、法務省によって管理されているが、地籍調査の進捗、現況と登記の乖離等の問題もあり、現況を表す大縮尺図とは必ずしも整合せず、GISデータとして活用しづらい。このため韓国とは状況が異なる。

法律は、一つにまとめたが、いまのところ基本的には、三つの法律を継承し整理統合したに過ぎない。

ただし、この法律制定にあわせて、従来の測量法に相当する部分も、一部改正している。例えば、「基本測量とは、すべての測量の基礎となる空間情報を

提供するために国土海洋部長官が実施する測量をいう。」となっており、測量と空間情報をその定義の中で明示的に関連づけている。

そのほか、我が国の2007年の改正測量法と同様に、基本測量成果の提供に、電子的な記録方式によるものを明示的に追加し、情報化の対応を図っている。

我が国の測量法では、国土交通大臣が基本測量に関する長期計画を定めることとしている。韓国の測量法でも、従前は同じであったが、今回の改正では、名称を「測量基本計画」と変更し、期間を5年毎とし、その内容には、①測量に関する基本構想及び推進戦略、②測量の国内外環境分析及び技術研究、③測量業及び技術者の育成方針、④その他測量の発展のために必要な事項、を含むこととし、事業ベースの計画からの政策的な計画への転換を図るとともに、技術研究計画もこの中に一本化している。

測量成果の国外持ち出しを規制の例外事項として、5万分1以上の縮尺の地図の国外持ち出しに関して、施行令により「国家空間情報に関する法律」の施行令による例外規定を追加している。

協力関係の構築では、従前の関係行政機関、地方自治体、公共機関に加えて、大学を追加している。

法律では、三つの法律に基づいて存在していた大韓測量協会、大韓地籍公社及び大韓海洋調査協会が法定組織として規定されているが、2003年に地籍測量業務の一部民間開放を実施し、その結果、民間市場が形成されて地籍測量協会ができており、協会は、一層の業務範囲の拡大等を目指して、法施行前から、地籍測量協会の法定化を求めて法改正の要望を出している。

中央組織の改編と法律統合の動きと連動して、国土地理情報院では、国土地理情報院、旧行政自治部の地籍関係及び衛星航法中央事務所の三つに分かれていた衛星測地基準点（電子基準点）を順次統合して、一元的なデータ提供を開始している。

7. その他の法律

7. 1 概要

周藤（参考文献参照）から、我が国と韓国の法律の体系は類似していること、韓国の方がより細かく法律を制定していることがわかり、韓国政府の活発な法制定状況が見て取れる。

本章では、地理空間情報と関係の深い隣接分野の法制定状況を示す。次に示す法律も、地理空間情報と同様、安全保障・領土問題等の問題意識が底流にはあり、法制定となっていると考えるのが妥当であろう。

7. 2 宇宙開発振興法

我が国では、2008年に「宇宙基本法」を制定して

いる。韓国では、2005年に「宇宙開発振興法」を制定している。両法律は、理念、政府は基本計画を定めること、及び推進体制を規定している。

我が国の宇宙基本法では、特に規制にあたる条文はないが、韓国の宇宙開発振興法では、国民（民間企業を含む）によるロケットの打ち上げは許可制、人工衛星、宇宙船等は、事前の登録制になっている。例えば、未確認の飛翔体の把握のためには、有効な制度であろう。

7. 3 海洋水産発展基本法

我が国では、2007年に「海洋基本法」を制定している。韓国では、2002年に「海洋水産発展基本法」を制定している。両法律は、理念、政府は基本計画を定めること、及び推進体制を規定している。

韓国の法律には、水産の文字があるが、法律では、排他的経済水域や大陸棚等の主権の権利又は管轄権が及ぶ海域での資源の総合的・体系的な管理・保持を規定し、対象資源には、海洋生物資源はもとより海洋鉱物資源の開発等も含んでいる。

また、我が国では、排他的経済水域や大陸棚の保全及び利用の促進のため、低潮線保全・拠点施設整備法の制定に向けて取り組みが進められている。拠点施設整備するのは、沖ノ島や南鳥島を想定している。韓国では、同様な趣旨の法律として、2008年に「無人島の保全及び管理に関する法律」及び「独島の持続可能な利用に関する法律」を既に制定している（「独島」とは、我が国の「竹島」のことである。）。

第1条において、前者は「この法律は、無人島及びその周辺海域の保全及び管理について必要な事項を定めることにより、無人島及びその周辺海域を体系的に管理し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。」、後者は「この法律は、独島と独島周辺海域の生態系保護及び海洋水産資源の合理的な管理及び利用方法を定めることにより独島及び独島周辺海域の持続的可能な利用に資することを目的とする。」としており、島だけではなく海域も対象としている。前者の法律では、領海基線を構成するところを領海基点無人島とし、その保全を規定している。

本稿とは直接関係ないが、この海洋水産発展基本法の中には、何故か南極地域での海洋科学基地の設置及び調査研究の活性化の規定がある。南極観測の強化のため、韓国初の南極観測船用の砕氷船を新造し、我が国の南極観測船2代目「しらせ」の就航と同じ2009年に就航している（国土地理情報院は、この2009年の観測から南極観測に参画を開始。）。

7. 4 位置情報の保護及び利用等に関する法律

韓国では、「位置情報の流出、誤用又は乱用から私生活の秘密を保護し、位置情報の安全な利用環境を

作り、位置情報の利用を活性化することによって、国民生活の向上及び公共の福祉の増進に資すること」を目的として、2005年に「位置情報の保護及び利用等に関する法律」を制定している。

これによって、位置情報を用いたサービスを、許可制にしている。また、位置情報を収集する事業者は、あらかじめ本人の同意を得ること等の規制を規定する一方で、災害や安全の緊急救助機関が、個人の位置情報を利用できる条件・手続き等も規定している。そのほか、技術開発の推進、標準化の推進等を規定している。この法律と空間情報産業振興法とは明示的な参照関係にはないが、位置情報サービスは、空間情報産業振興法の対象分野でもある。

我が国では、位置情報を使った携帯電話等によるさまざまなサービスが展開されているが、韓国の法律に対応するような法律はない。

なお、我が国の行政のサービスとしては、2007年から、消防庁で、携帯電話・IP電話等からの119番の緊急通報に係る位置情報通知システムの運用が始まっている（現在は、警察の110番も同様）。警察の捜査で、携帯電話の位置情報を事業者から取得していることもあるので、我が国では、分野によっては、既存の法律の運用で対応していることもあるようだが、災害時の公開手続き等も韓国のように予め定めておくのもよいだろう。

8. おわりに

韓国の測量・地理空間情報に関連する法制度を中

心に解説した。

韓国では、安全保障と産業振興の両面から国家空間情報に関する法律及び空間情報産業振興法を制定している。測量法は、我が国の測量法も参考にしながら、安全保障面、情報収集面等で工夫している。また、中央政府の改編にともない、測量法、水路業務法及び地籍法の基準と手続きを一元化し、地理空間情報産業の発展に資するため、測量・水路調査及び地籍に関する法律を制定している。

韓国は、我が国の制度も参考しながら、適宜、修正して取り込んでいる。法律の制定・改正状況を見ると、我が国より柔軟に対応できているようである。したがって、逆に法制度の改正状況が我が国の法制度の参考になることもある。

また、安全保障面では、その置かれている環境もあり、我が国を先行してさまざまな法律を制定している。高解像度人工衛星が多く運用される時代になり、また、インターネットも普及して誰でも容易に地理空間情報にアクセスできるようになっているので、地理空間情報の安全保障面からの規制・配慮は、やや過剰ではないかと思われるところもあるが、国情の違いであろう。

いずれにしても、隣国の状況もよく把握しながら、良いところは参考にして政策を推進していくことが重要である。

なお、会議等で知り得た情報もあり、参考文献に見あたらない情報もあるがご容赦願いたい。

参 考 文 献

- 明野和彦（2006）：開発途上国の地形図整備の現状，地図中心，No. 404，3-5。
 中央日報，独島周辺の島等 22 カ所に新しい名前，
<http://japanese.joins.com/article/article.php?aid=71221>（accessed 1 Feb. 2010）。
 門脇利広，下地恒明，大木章一（2009）：欧州諸国における地理空間情報活用推進について，国土地理院時報，119，13-22。
 総務省消防庁，<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/190126unyou.html>（accessed 1 Feb. 2010）。
 周藤利一，日・韓 国土関係法体系比較表，<http://www.lij.jp/html/hourei/kankoku/hikaku.pdf>（accessed 1 Feb. 2010）。
 戸田和章（2009a）：韓国の地籍分野の組織に関する研究，土地家屋調査士，No. 628，8-20，
<http://www.chosashi.or.jp/activity/publications/kaiho/img/kaihou2009/200906kaiho.pdf>（accessed 1 Feb. 2010）。
 戸田和章（2009b）：地理空間情報フォーラム 2009 会員論文発表②，土地家屋調査士，No. 635，25-39，
<http://www.chosashi.or.jp/activity/publications/kaiho/img/kaihou2009/200912kaiho.pdf>（accessed 1 Feb. 2010）。
 宇宙開発振興法，http://stage.tksc.jaxa.jp/spacelaw/country/korea/korea_2005.html（accessed 1 Feb. 2010）。
 United Nations Conferences on the Standardization of Geographical Names (UNCSGN)，
<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/uncsgn-resolutions.htm>（accessed 1 Feb. 2010）。

付録－ 1

「国家空間情報に関する法律」の抜粋と補足

(2009 年 5 月 22 日制定)

第 1 条 (目的) この法律は、国家空間情報システムの効率的な構築並びにその総合的活用及び管理に関する事項を規定することによって、国土及び資源を合理的に利用し、国民経済の発展に資することを目的とする。

註)「国家地理情報システムの構築及び活用等に関する法律」の第 1 条 (目的) は、次のとおり。

第 1 条 (目的) この法律は、国家地理情報システムの効率的な構築並びにその活用及び管理に関する事項を規定することによって、国民に対する多様な地理情報の提供を通して、国土及び資源の合理的利用並びに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法で使う用語の意味は、次のとおりとする。

1. “空間情報”とは、地上・地下・水上、水中等の空間上に存在する自然的又は人工的な客体（オブジェクト）の位置情報及びこれに係る空間的認知及び意思決定に必要な情報をいう。
2. “空間情報データベース”とは、空間情報を体系的に整理して使用者が検索して活用するように加工した情報の集合体をいう。
3. “空間情報システム”とは、空間情報を効果的に収集・保存・加工・分析・表現するようにお互いに有機的に連携されたコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データベース及び人的資源の結合体をいう。
註) 人的資源まで含まれているので、空間情報システムは、空間情報体系と訳してもよい。
4. “管理機関”とは、空間情報を生産・管理する中央行政機関、地方自治体、“公共機関の運営に関する法律”第 4 条による公共機関（以下“公共機関”という。）、その他大統領令で定める民間機関をいう。
註) 大統領令では、“電気通信事業法”による許可を受けた基幹通信事業者、“都市ガス事業法”による許可を受けた都市ガス事業者、“送油管安全管理法”による送油管設置者・送油管管理者を管理機関として定めている（関係中央行政機関等と協議のうえ告示）。
5. “国家空間情報システム”とは、管理機関が構築及び管理する空間情報システムをいう。
6. “国家空間情報統合システム”とは、第 12 条第 3 項の基本的な空間情報データベースを基に、国家空間情報システムを統合又は連携して、国土海洋部長官が構築・運用する空間情報システムをいう。
7. “空間情報参照システム”とは、空間情報を効率的

に管理及び活用するために自然的又は人工的客体に付与する空間情報の唯一の識別番号をいう。

第 12 条 (基本的な空間情報の取得及び管理)

①国土海洋部長官は、地形、海岸線、行政境界、道路・鉄道の境界、河川境界、地籍、建物等の人工構造物の空間情報、その他大統領令で定める主要な空間情報を基本的な空間情報として選定し、関係中央行政機関の長と協議の後、これを官報に告示しなければならない。

註) 大統領令では、これに測量法及び地籍法による基準点、地名、オルソ画像並びに数値標高モデルを追加している。

②関係中央行政機関の長は、第 1 項により選定・告示した基本的な空間情報（以下“基本的な空間情報”という。）を大統領令で定めるところによりデータベースを構築して管理しなければならない。

③国土海洋部長官は、管理機関が、第 2 項に基づいて構築・管理するデータベース（以下“基本的な空間情報データベース”という。）を統合して、一つのデータベースで管理しなければならない。

④基本的な空間情報の選択の基準及び手順、基本的な空間情報データベースの構築及び管理、基本的な空間情報データベースの統合管理、その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 13 条 (空間情報参照システムの付与)

①国土海洋部長官は、空間情報データベースの効率的な構築・管理及び活用のために、建物・道路・河川・橋梁等空間上の主要客体に対し空間情報参照システムを付与してこれを告示することができる。

②管理機関の長は、第 1 項により付与された空間情報参照システムにより空間情報データベースを構築しなければならない。

③空間情報参照システムの付与手法・対象・維持管理、その他必要な事項は、国土海洋部令で定める。

註) 大統領令では、「国土海洋部長官は、法第 13 条第 1 項又は第 3 項に伴う空間情報参照システム業務の管理機関間協議及び調整等のために法第 24 条に伴う協力体系として協議体を構成して運営することができる。」として調整機能を設けている。

第 14 条 (空間情報標準化)

①空間情報に係る標準の制定及び管理に関しては、この法で定めることを除き“国家標準基本法”及び“工業標準化法”に定めるところによる。

②管理機関の長は、空間情報の共有及び共同利用を促進するために空間情報に係る標準に対する意見を知識経済部長官に提示することができる。

③管理機関の長は、大統領令で定めるところにより空間情報の構築・管理・活用及び空間情報の流通

に係る技術基準を定めることができる。

- ④管理機関の長が、空間情報に係る標準に対する意見を提示する又は技術基準を制定しようとする場合には、国土海洋部長官とあらかじめ協議しなければならない。

第 15 条（標準の研究及び普及）国土海洋部長官は、空間情報に係る標準の研究及び普及を促進するために次の各号の施策を行うことができる。

1. 空間情報システムの構築・管理・活用及び空間情報の流通等に係る標準の研究
2. 空間情報に関する国際標準の研究

第 16 条（標準等の遵守義務）管理機関の長は、空間情報システムの構築・管理・活用及び空間情報の流通において、この法で定める技術基準及び他の法律で定める標準に従わなければならない。

第 17 条（国家空間情報統合システムの構築及び運営）

- ①国土海洋部長官は、管理機関と共同で、国家空間情報統合システムの構築及び運営をすることができる。
- ②国土海洋部長官は、管理機関の長に国家空間情報統合システムの構築及び運営に必要な資料又は情報の提供を要請することができる。この場合、資料又は情報の提供を要請された管理機関の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。
- ③その他国空間情報統合システムの構築及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 18 条（国家空間情報センターの設置）

- ①国土海洋部長官は、空間情報を収集加工して、情報を利用者に提供するために国民の空間情報センターを設置し、運営しなければならない。
- ②第 1 項による国家空間情報センター（以下“国家空間情報センター”という。）の設置及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 20 条（データの加工等）

- ①国土海洋部長官は、空間情報の利用を促進するために第 18 条により収集した空間情報を分析又は加工し、情報を利用者に提供することができる。
- ②国土海洋部長官は、第 1 項により加工された情報の正確性を維持するために、収集した空間情報等に誤りがあると判断される場合には、資料を提供した管理機関に対し資料の修正又は補完を要求することができる。資料の修正又は補完を要求されていた管理機関の長は、それに伴う措置結果を国土海洋部長官に提出しなければならない。ただし、管理機関が公共機関の場合は、措置結果を提出する前に主務機関の長とあらかじめ協議しなければならない。

第 21 条（空間情報データベースの構築と管理）

- ①管理機関の長は、その機関が生産又は管理する空間情報と他の機関が生産又は管理する空間情報との互換性が可能になるように、第 14 条による空間情報に係る標準又は技術基準により空間情報データベースを構築・管理しなければならない。
- ②管理機関の長は、その機関が管理している空間情報データベースを最新の情報に基づいて維持されるように努力しなければならない。
- ③管理機関の長は、中央行政機関及び地方自治体から空間情報データベースの構築・管理等のために必要な空間情報の閲覧・複製等関連資料の提供要請を受けたときには、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。
- ④管理機関の長は、中央行政機関及び地方自治体を除いた他の管理機関から空間情報データベースの構築・管理等のために必要な空間情報の閲覧・複製等関連資料の提供要請を受けたときには、これに協力することができる。
- ⑤第 3 項及び第 4 項に基づいて提供を受けた空間情報は、第 1 項による空間情報データベースの構築・管理以外の用途に利用してはならない。

第 23 条（空間情報リスト情報の作成）

- ①管理機関の長は、その機関が構築・管理する空間情報に関する一覧情報（情報の内容、特徴、正確度、他の情報との関係等、情報の特性を説明する情報をいう。以下“リスト情報”という。）を第 14 条による空間情報に係る標準又は技術基準により作成又は管理するよう努めなければならない。
- ②管理機関の長は、その機関が構築・管理しているリスト情報を特別な事由がない限り、国土海洋部長官に随時に提出しなければならない。ただし、管理機関が公共機関の場合は、提出する前に主務機関の長とあらかじめ協議しなければならない。
- ③その他リスト情報の作成又は管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

註）リスト情報とは、いわゆるメタデータ

第 24 条（協力体系構築）管理機関の長は、空間情報システムの構築・管理及び活用において管理機関相互間又は管理機関、産業界、学界の間で協力体系を構築することができる。

第 25 条（空間情報の活用等）

- ①管理機関の長は、所管業務を遂行するにおいて空間情報を活用する施策を講じなければならない。
- ②国土海洋部長官は、大統領令で定める国土現況を調査し、空間情報を整備して第 1 項による業務に活用できるように提供することができる。
- ③管理機関の長は、特別な事由がない限り、その機関が構築又は管理している空間情報システムを、他の管理機関と共同で利用できるように協調しなければならない。

第 26 条（空間情報の公開）管理機関の長は、その機関が生産する空間情報を国民が利用するように公開リストを作成し、大統領令で定めるところにより公開しなければならない。ただし、“公共機関の情報公開に関する法律”第 9 条による非公開対象情報は、この限りではない。

第 27 条（空間情報の複製及び販売等）

- ①管理機関の長は、大統領令で定めるところにより、その機関が管理している空間情報データベースの全部又は一部を複製又は刊行して販売又は配布したり、当該データベースから出力した資料を情報利用者に提供したりすることができる。ただし、法令及び第 28 条の保安管理規定により公開又は流出が禁止された情報については、この限りではない。
- ②管理機関の長は、大統領令で定めるところにより空間情報データベースから複製又は出力した資料を利用する者から使用料又は手数料を受け取ることができる。

第 28 条（保安管理）

- ①管理機関の長は、空間情報又は空間情報データベースの構築・管理及び活用において、公開が制限される空間情報に対する不当なアクセス及び利用、又は空間情報の流出を防止するために必要な保安管理規程を大統領令で定めるところにより制定し、施行しなければならない。
- ②管理機関の長は、第 1 項により保安管理規程を制定する場合には、国家情報院長と協議しなければならない。保安管理規程を改正しようとする場合も同様とする。

第 29 条（空間情報データベースの安全性確保）管理機関の長は、空間情報データベースの滅失又は毀損に備えて大統領令で定めるところにより、これを別に複製して管理しなければならない。

第 30 条（空間情報等の侵害又は毀損等の禁止）

- ①何人も、管理機関が生産若しくは管理する空間情報若しくは空間情報データベースを侵害若しくは毀損したり、又は法令により公開が制限される空間情報を、管理機関の承認なしに無断で、閲覧・複製・流出したりしてはならない。
- ②何人も、空間情報又は空間情報データベースを利用して、他人の権利又は私生活を侵害してはならない。

第 31 条（秘密遵守等の義務）管理機関及びこの法律又は他の法令に基づいて委託を受けた国家空間情報システム関連業務を遂行する機関、法人若しくは団体に所属する又は所属していた者（請負契約等により当該の業務を担当した者又はその使用人を含む）は、国家空間情報システムの構築・管理及び活用に係る職務を遂行する当たり、知ること

となった秘密を漏洩又は盗用してはならない。

付録 2

「空間情報産業振興法」の抜粋

（2009 年 2 月 6 日制定）

第 1 条（目的）この法律は、空間情報産業の競争力を強化し、その振興を図り、国民経済の発展及び国民生活の質の向上に資することを目的とする。

第 2 条（定義）この法律において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

1. “空間情報”とは、地上・地下・水上・水中等の空間上に存在する自然又は人工的な客体（オブジェクト）の位置情報及びこれに係る空間認知及び意思決定に必要な情報をいう。
2. “空間情報産業”とは、空間情報を、生産・管理・加工・流通する、他の産業と融・複合してシステムを構築する、サービス等を提供する産業をいう。
3. “空間情報事業”とは、空間情報の産業に属する次の各事業をいう。
 - イ）測量業及び水路事業
 - ロ）衛星画像の空間情報を活用する事業
 - ハ）衛星測位等の位置の決定関連機器産業及び位置情報基盤サービス業
 - ニ）空間情報の生産・管理・加工・流通のためのソフトウェアの開発・メンテナンス及び請負業
 - ホ）空間情報システムの設置及び活用業
 - ヘ）空間情報関連の教育及びコンサルタント業
 - ト）その他空間情報を活用した事業
4. “空間情報事業者”とは、空間情報事業を営む者をいう。

5. “加工空間情報”とは、空間情報を処理する又はこれに他の情報を追加する等の方法で生産された空間情報をいう。

6. “空間情報等”とは、空間情報及びこれら基礎にした加工空間情報、ソフトウェア、機器、サービス等をいう。

7. “融・複合空間情報産業”とは、空間情報と他の情報・技術等を組み合わせて、新しいデータ・機器・ソフトウェア・サービス等を生産する産業をいう。

第 4 条（空間情報産業の振興計画の樹立）

①国土海洋部長官は、空間情報産業の振興のために“国家空間情報に関する法律”第 6 条による国家空間情報政策の基本計画に基づいて 5 年ごとに、次の各号の事項が含まれている空間情報産業振興基本計画（以下“基本計画”という。）を樹立しなければならない。

1. 空間情報産業振興のための政策の基本方向
2. 空間情報産業の部門別の振興施策に関する事項
3. 空間情報産業の基盤づくりに関する事項

4. 地域空間情報産業の育成に関する事項
5. 融・複合空間情報産業の促進に関する事項
6. 空間情報事業者の育成に関する事項
7. 空間情報産業の専門人材の養成に関する事項
8. 空間情報の活用技術の研究開発及び普及に関する事項
9. 空間情報の利用の促進及び流通の活性化に関する事項
10. その他空間情報産業の振興のために必要な事項

②国土海洋部長官は、空間情報産業の市場及び技術動向等を勘案して、基本計画の範囲内で毎年、空間情報産業の振興実施計画（以下“実施計画”という。）を策定・実施することができる。

③国土海洋部長官は、関係中央行政機関の長又は地方自治体に、第1項に基づく基本計画及び第2項に基づく実施計画（以下“振興計画”という。）の策定に必要な資料を要請することができる。中央行政機関の長又は地方自治団体の長は、特別な事由がない限り、これに協力しなければならない。

④国土海洋部長官は、振興計画を策定し、“国家空間情報に関する法律”第5条による国家空間情報委員会の審議を経た後、これを定める。定めた振興計画の中で、大統領令で定める重要事項を変更する場合にも同様とする。

第6条（空間情報の提供）

①政府は、“国家空間情報に関する法律”第18条に基づく国家空間情報センター（以下“国家空間情報センター”という。）又は同法第2条第4号の管理機関（民間機関の管理機関を除く。以下同じ）が保有している空間情報を空間情報事業者には有償又は無償で提供することができる。ただし、他の法令で開示が禁止された情報は、この限りでない。

②第1項により空間情報の提供を受けようとする空間情報事業者は、国土海洋部令で定めるところにより、登録しなければならない。

③第1項及び第2項による空間情報の提供及び空間情報事業者の登録等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第7条（加工空間情報の生産と流通）

①空間情報事業者は、加工空間情報を生産して流通させることができる。この場合、加工空間情報には、“軍事基地及び軍事施設保護法”第2条第1号の軍事基地及び同法第2号の軍事施設の空間情報が含まれないようにしなければならない。

②国土海洋部長官は、加工空間情報関連産業の育成施策を講じることができる。

第8条（空間情報等の流通の活性化）

①政府は、空間情報産業の振興のために空間情報等の流通の活性化に努めなければならない。

③国土海洋部長官は、空間情報等の共有、流通等を

目的に流通網を確立・運営する民間事業者（以下“流通事業者”という。）又は流通事業者になろうとする者に流通システムの構築に要する資金の一部を融資によって支援することができる。

④第2項に基づいて支援を受けた流通事業者は、国土海洋部長官が要求する場合には、空間情報の流通状況等の関連情報を提供しなければならない。

⑤第2項による流通事業者に対する資金の支援の方法、基準等は、大統領令で定める。

第9条（融・複合空間情報産業支援）

①政府は、年次別計画を樹立して、災害・安全・環境・福祉・教育・文化等の公共の利益のための融・複合空間情報システムを構築することができる。

②国土海洋部長官は、融・複合空間情報産業の育成のための交通、物流、室内空間測位システム、ユビキタス都市事業等を支援することができる。

第10条（知的財産権の保護） ①政府は、空間情報関連の技術、データ等を含む知的財産権を保護するために、次の各号の施策を推進することができる。

1. 民間空間情報活用システム及びデータベースの技術的保護

2. 空間情報新技術に関する管理情報の表示活性化

3. 空間情報分野の著作権等の知的財産権に関する教育や広報活動

4. 第1号から第3号までの事業に必要なその他付帯事業

②政府は、大統領令で定めるところにより、空間情報等の知的財産権分野の専門知識を保有している機関又は団体に委託して第1項各号の施策に基づく事業を行うことができる。

第11条（財政支援等） 国及び地方自治団体は、空間情報産業の振興のために財政及び金融支援等、必要な施策を行うことができる。

第12条（品質認証）

①国土海洋部長官は、空間情報等の品質の確保及び流通促進のために、空間情報と加工空間情報に関する機器・ソフトウェア・サービス等の品質認証を大統領令で定めるところにより行うことができる。

②第1項の品質認証を受けた製品のうち、中小企業が生産した製品は、“中小企業振興及び製品購買促進に関する法律”第6条により指定された競合製品とみなす。

③国土海洋部長官は、第1項の品質認証を受けた製品のうち、中小企業が生産した製品を優先購入するように管理機関に要請することができ、同様に空間情報の人材養成機関又は教育機関に、同製品を優先して利用するよう支援することができる。

④国土海洋部長官は、第1項の品質認証を実施する

ために、認証機関を指定することができる。

- ⑤第1項による品質認証の手順及び第4項による認証機関の指定要件等の品質認証の実施について必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（空間情報技術の開発促進）政府は、空間情報産業に係る技術の開発を促進するための技術開発事業を実施する者に、所要される資金の全部又は一部を支援することができる。

第14条（空間情報産業の標準化の支援）

- ①国土海洋部長官は、空間情報の共同利用に必要な技術基準等の工業標準化のための様々な活動を支援することができる。

- ②第1項の技術基準等の業界標準化活動の支援について必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（専門人材の養成等）

- ①国土海洋部長官は、空間情報関連の専門人材の養成及び技術の向上に必要な政策を策定し、推進することができる。

- ②国土海洋部長官は、専門人材の養成機関を指定して、第1項による教育訓練を行うことができ、また、必要な予算を支援することができる。

- ③第1項及び第2項による専門人材の養成、養成機関の指定及び解除についての必要な事項は、大統領令で定める。

第16条（国際協力及び海外進出支援）①政府は、空間情報産業の国際協力及び海外市場への進出を推進するための関連技術、人材の交流、展示会、共同研究開発等の事業を支援することができる。

- ②国土海洋部長官は、第1項の事業遂行に必要な予算を支援することができる。

第17条（空間情報関連のサービスの事業対価）

- ①管理機関の長（民間の管理機関の長を除く。以下同じ）は、空間情報関連の用役を発注する場合は、“工業技術振興法”、“ソフトウェア産業振興法”及び“測量法”で定める対価の基準を準用することができる。

- ②第1項の対価の基準の適用対象に含まれていない役務と準用が困難であると判断される空間情報関連の役務の対価基準は、国土海洋部長官が別途定めることができる。

第24条（空間情報産業協会の設立）

- ①空間情報事業者は、空間情報産業の健全な発展と空間情報事業者の共同の利益を図るため、空間情報産業協会（以下“協会”という。）を設立することができる。

- ②協会は、法人とする。

- ③協会は、次の各号の業務を行う。

1. 空間情報産業の振興のための制度の調査及び改善提案
2. 空間情報事業者の著作権・商標権等の保護活動の

支援に関する事項

3. その他協会の設立目的を達成するために必要な事業

- ④協会についてこの法律で規定されていることを除き、民法のうち社団法人に関する規定を準用する。

付録－3

「測量法」等の抜粋と補足

○測量法（2008年2月29日改正）

註）主要な条項は、97年以降の新設・改正年次をあわせて記載。なお、2008年2月29日の改正は、中央政府の改編によるもので実質的な改正はない。

第1条（目的）この法律は、測量に関する基準を定め、研究・開発により得た測量技術を効率的に利用・管理することにより測量の正確性を確保し、測量業の健全な発展を図ることを目的とする。

<条文改正 2006.12.20>

註）改正前は、「この法律は、測量に関する基準を定め、測量の正確性を確保することにより測量制度の発展を図ることを目的とする。」。

第2条（定義）この法で使う用語の意味は、次のとおりとする。

1. “測量”とは、地表面、地下、水中及び空間の一定の点の位置を測定し、その結果を図面及び数値で表現し、距離、高さ、面積、体積及び変異の計算を行い、図面及び数値で表示される位置に現地を再現することをいう。地図の作成、沿岸海域の測量及び測量用写真の撮影を含む。
2. “基本測量”とは、すべての測量の基礎になる測量として国土海洋部長官の命を受けて国土地理情報院長が実施することをいう。
3. “公共測量”とは、基本測量以外の測量で、国、地方自治体、“政府投資機関管理基本法”第2条の規定による政府投資機関及び大統領令の定める機関が実施する測量をいう。ただし、大統領令が定めるところにより国土海洋部長官が指定する測量は除外する。[施行令第1条の2及び第2条参照]
4. “一般測量”とは、基本測量及び公共測量外の測量をいう。ただし、大統領令が定めるところにより、国土海洋部長官が指定する測量は除く。[施行令第2条参照]
5. “測量計画機関”とは、基本測量及び公共測量に関する計画を立てる者をいう。
6. “測量作業機関”とは、測量計画機関の指示又は委任により測量に関する作業を実施するものをいう。測量計画機関がこの計画された測量を直接実施する場合を含む。
7. “測量成果”とは、当該測量により得られる最終結果をいう。

8. “測量記録”とは、測量成果を得るまでの測量に関する作業の記録をいう。
 9. “測量業”とは、基本測量、公共測量又は一般測量の業務を請負い営業を行うことをいう。
 10. “測量業者”とは本法の規定により登録を行い測量業を営む者をいう。
 11. “発注者”とは、測量業務を測量業者に請け負わせる者をいう。ただし、受注者として請け負う測量業務を下請負に請け負わせる者は除外する。
 12. <削除>
 13. <削除>
 14. <削除>
 15. “測量技術者”とは、次の項目のいずれかに該当する者をいう。
 - イ) 国家技術資格法により測量地形空間情報、地図製作図化又は航空写真分野の技術資格取得者
 - ロ) 測量、地形空間情報、地図作成、図化又は航空写真分野の一定の学歴又は経歴を持つ者として大統領が定める資格基準に相当する者
 16. “地図”とは、地上、地下、水中及び空間の位置、地形、地物、地名等の各種地形空間情報を一定の尺度により記号又は文字等で表示することをいう。この場合、次の各項目のいずれかに該当することを含み、地籍法による地籍図等の図面及び水路業務法による航海用図等の海図は除外する。
 - イ) 電算システムを利用し、これを分析、編集又は入力できるように作成される数値地形図（航空機又は人工衛星等により取得される映像情報を利用し製作する正射画像情報を含む。以下第2項に同じ。）
 - ロ) イの項目の規定により数値地形図を利用し、特別な主題に関して作成される地下施設物、土地利用現況図等大統領が定める数値主題図
- 第2条の2（測量業務分野従事者等の教育訓練）
- ①国土海洋部長官は、測量業務遂行能力の向上のために測量分野と関連する業務に従事する公務員、公共測量企画機関の従事者、測量技術者及び国土海洋部令が定める者に対し、教育訓練を実施することができる。ただし、測量技術者が建設技術管理法第6条の規定により受けなければならない教育訓練は、“建設技術管理法”が定めるところによる。
 - ②第1項の規定により教育訓練の実施時期及び方法、その他必要な事項は大統領令により定める。 <本項新設 2004.1.20>
- 第2条の4（協力体系の構築）
- ①国土海洋部長官は、地形・地物に関する資料を活用して地図等の維持及び管理のために必要な場合には国家機関・地方自治体その他の公共機関等の

関連機関と協力体系を構築することができる。

- ②第1項の規定により協力体系に参加した機関に対して国土海洋部長官は、地図等に関する資料を提供することができる。

<本条新設 2006.12.20>

第6条(測量技術の研究開発等)国土海洋部長官は、測量技術の発展のために大統領令が定めるところにより、新しい測量技術の研究開発、導入、情報交換等に必要な施策を実施しなければならない。

第6条の2（測量機器の検査）

- ①測量機器は、国土海洋部長官が実施する性能検査（以下“性能検査”という。）を受けなければならない。ただし、“国家標準基本法”第14条の規定により、国家校正担当機関の校正検査を受ける測量機器として国土海洋部長官が第3項の規定により性能基準に適合するものと認定した場合には、性能検査を受けたこととみなす。
 - ②性能検査を受けない測量機器を使用する測量を行ってはならない。
 - ③性能検査の対象、周期、性能基準、方法及び手続き等に関し、必要な項目は国土海洋部令により定める。
 - ④第6条の3の規定により性能検査代行者の登録を行った者は、第1項の規定による国土海洋部長官の性能検査を代行することができる。 <本項新設 2000.1.28>
- <本条新設 1997.1.13>
- 第7条(基本測量に関する計画)国土海洋部長官は、基本測量に関し長期計画を策定し、国土地理情報院長は、基本測量に関し年間計画を策定する。
- 第8条（資料の提出及び地理の調査）
- ①市長・郡守又は区庁長（以下“自治区の区庁長”という。）は、その管区中における地形・地物の変動があるときには、大統領令が定めるところにより国土地理情報院長に地形・地物の変動事項を通知しなければならない。
- <改正 1997.1.13> [施行令第4条①及び②参照]
- ②公共測量計画機関の長は、地形・地物の変動を誘発する大統領令が定める種類及び規模の建設工事等を施工するとき及び完了したときには、国土地理情報院長に地形・地物の変動事項を通知しなければならない。 <本項新設 2006.12.20> [施行令第4条③及び別表1の5並びに施行規則第4条参照]
 - ③国土地理情報院長は、関係行政機関又はその他の者に基本測量に関する資料の提出や地理の調査を要求することができる。 [施行令第4条④参照]
 - ④第2項の規定による地形・地物の変動を誘発する建設工事等に対する竣工図面等の通知内容と第3項の規定による資料の提出及び地理の調査に関して必要な事項は、国土海洋部令に定める。 <改正

2006.12.20>

註) 我が国の測量法の場合、対応する情報収集の規定は、「第 13 条（資料又は報告の要求） 国土地理院の長は、関係行政機関又はその他の者に対し、基本測量に関する資料又は報告の提出を求めることができる。」のみ。

第 23 条（測量成果の刊行等）

①国土地理情報院長は、国土海洋部令が定めるところにより、基本測量の測量成果を利用し地図その他必要な刊行物（以下“地図等”という。）を刊行し、販売又は配布しなければならない。この場合、国家安保を害する懸念がある事項を地図等に表示してはならない。[施行規則第 10 条参照]

②国土地理情報院長は、第 1 項の規定により地図等を刊行し販売又は配布するべく刊行された地図等を販売又は配布するために代行者を指定することができる。

③第 2 項の規定により代行者は、大統領令が定めるところにより国土地理情報院長に対し、地図等の原版の作成にかかる費用を納付しなければならない。

④国土地理情報院長は、第 2 項の規定による販売又は配布する代行者（以下“地図販売代行者”という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、地図販売代行者指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号にあたる場合には、地図販売代行者指定を取り消さなければならない。<本項新設 2006.12.20>

1. 偽りその他の不正な方法で地図販売代行者の指定を受けた場合
2. 第 5 項の規定による地図販売代行者の指定基準に達しない場合
3. 無断で測量成果又は測量記録を複製して流通させた場合
4. 第 25 条第 1 項の規定を違反して地図等を刊行した場合
5. 第 27 条の規定を違反して地図・沿岸海域基本図・測量用写真を国外に持ち出した場合
6. 特別な事由なしに地図販売代行業務を 2 ヶ月以上遂行しない場合

⑤地図販売代行者の指定基準及び管理その他の必要な事項は、国土海洋部令で定める。

<本項新設 2006.12.20>

⑥第 1 項の規定による地図等の販売価格は、国土海洋部長官が定める。

⑦国土地理情報院長は、第 1 項の規定により刊行する地図のうち国土海洋部令が定める要件に適合するものを基本図として指定することができる。[施行規則第 11 条参照] 註) 法律で基本図を規定

第 24 条（測量成果等の複製）

①基本測量の測量成果又は測量記録を複製しようとする者は、国土海洋部令が定めるところにより国土地理情報院長に対し申請しなければならない。

②第 1 項の規定により複製した測量成果又は測量記録は、これを販売してはならない。

③国土地理情報院長は、第 1 項の規定による複製の申し込みを受けた場合には、申し込みが次の各号のいずれかに該当する場合を除き複製申し込みを許可しなければならない。<本項新設 2006.12.20>

1. 国家安保・国防等の国家の重大な利益を害する恐れがあると認められる場合
 2. 他の法令により秘密とする、閲覧が制限される等非公開事項に規定された場合
 3. 複製物を商業的に利用する場合
 4. その他国土海洋部令が定める事由にあたる場合
- <本条全文改正 1997.1.13>

註) 24 条、25 条及び 27 条の規定は、公共測量にも準用される。

第 25 条（測量成果等の使用）

①基本測量の測量成果及び測量記録又は第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により地図等を利用し、地図等を刊行しこれを販売又は配布しようとする者は、地図等を刊行する前に、国土海洋部令が定めるところにより国土地理情報院長の審査を受けなければならない。

②第 1 項の規定に係らず、地図等を刊行しようとする者が公共測量計画機関である場合には、第 29 条、第 33 条及び第 34 条の規定による。

③第 1 項及び第 2 項の規定により地図等を刊行し販売又は配布するものは、国土海洋部令が定めるところにより、その使用した基本測量の測量成果又は測量記録を地図等に明示しなければならない。

④第 21 条第 1 項の規定により告示された測量成果に抵触する測量成果は、これを使用してはならない。

第 25 条の 2（測量成果等の使用料）基本測量の測量成果又は測量記録を使用しようとする者は、国土海洋部令が定めるところによって国土地理情報院長に使用料を納めなければならない。ただし、国土地理情報院長は、公共測量計画機関に対しては、国土海洋部令が定めるところによって使用料を減免することができる。

<本条新設 2000.1.28> [施行規則第 15 条の 2 参照]

第 26 条（測量成果の修正）国土地理情報院長は地殻、地貌又は地物の変動により、基本測量の測量成果が現状と一致しなくなった場合には、遅滞なくその測量成果を修正しなければならない。

第 27 条（測量成果の国外持ち出し禁止）

①何人も大統領令が定める場合を除いては、国土海洋部長官の許可なく基本測量の測量成果のうち地

図、沿岸海域基本図、測量用写真を国外へ搬出し
てはならない。[施行令第 12 条参照]

②国土海洋部長官は、第 1 項の規定による許可をし
ようとするときには、次の各号のいずれかに該当
する場合を除き国外持ち出しを許可しなければならない。
＜本項新設 2006.12.20＞

1. 国家安保・国防等の国家の重大な利益を害する恐
れがあると認められる場合
2. 他の法令により秘密とする、閲覧が制限される等
非公開事項に規定された場合
3. その他、これと類似の場合として国土海洋部令が
定める事由にあたる場合

第 35 条の 2（公共測量成果の刊行）公共測量計画機
関は、大統領令が定めるところにより公共測量の
測量成果を使って地図等を刊行して販売又は配布
することができる。この場合、“軍事基地及び軍事
施設保護法”上の軍事施設等大統領令が定める国
家安保を害する恐れがある事項を地図等に表示し
てはならない。＜改正 2006.12.20, 2007.12.21＞

＜本条新設 2000.1.28＞[施行令第 12 条の 3 参照]

第 36 条（一般測量の基準）一般測量は、基本測量又
は公共測量の測量成果及び測量記録を基礎にして
実施することを原則とする。

第 37 条（測量成果等の提出）国土海洋部長官は、大
統領令が定めるところにより一般測量の実施者に
対して、測量の測量成果及び測量記録の写しを提
出させることができる。

第 38 条（公共測量に準じる測量）

①国土海洋部長官は、公共の利害に重大な関係があ
ると認められる一般測量として大統領令が定める
一般測量を公共測量として指定することができる。
[施行令第 14 条参照]

②第 1 項の規定により指定された測量に関し公共測
量に関する規定を準用する。

第 39 条（測量業の登録）

①測量業を営もうとする者は、大統領令が定める種
類別に、国土海洋部長官又は市道知事に測量業の
登録を行わなければならない。登録事項を変更し
ようとする場合にも同様とする。[施行令第 15 条
参照]

第 53 条（測量用役代価）

①基本測量及び公共測量に対する用役代価（以下“測
量用役代価”という。）の基準と算定方法に関し、
必要な事項は、大統領令として定める。

②国土海洋部長官は、測量用役代価の基準を定めよ
うとするときには、企画財政部長官と協議しなけ
ればならない。

第 54 条（測量協会の設立）

①測量業者及び測量技術者は、自分たちの品位保全、
測量に関する技術の向上及び測量制度の健全なる

発展に寄与するために測量協会（以下、“協会”と
いう。）を設立することができる。

第 57 条（地名）“地方自治法”その他法令に定めら
れている地名以外の地名は、第 58 条の規定によ
り決定し、国土海洋部長官が告示する。

第 58 条（地名委員会）

①地名の制定、変更その他地名に関する重要事項を
審議・決定するために、国土海洋部に中央地名委
員会を、特別市、広域市又は道に、市道地名委員
会を、市、郡又は区（自治区をいう。以下同様）
に市郡区地名委員会を置く。

②市道地名委員会は、市郡区地名委員会の報告を受
け、地名を審議決定し、中央地名委員会に報告し、
中央地名委員会は市道地名委員会の報告を受け、
これを審議決定する。

③国土海洋部長官は、中央地名委員会において審
議・決定された地名を大統領令が定めるところに
より告示しなければならない。

④この法律に規定された場合を除いて中央地名委員
会の機能構成及び運営に関し必要な事項は、大統
領令として定め、市道地名委員会及び市郡区地名
委員会の機能構成及び運営に関し必要な事項は、
大統領令が定める基準に従い、当該地方自治団体
の条例として定める。[施行令第 34 条参照]

第 59 条（測量審議会）

①測量に関する重要事項に関して国土地理情報院長
の諮問に応じるために国土地理情報院に測量審議
会を置く。

②第 1 項の測量審議会の組織及び運営等に関して必
要な事項は、大統領令で定める。

第 61 条（権限の委任、委託等）

①この法律により国土海洋部長官の権限は、その一
部を大統領令が定めるところにより、市、道知事、
国土地理情報院長又は地方国土管理庁長に対し委
任することができる。

②この法律により国土海洋部長官又は国土地理情報
院長の権限のうち、次の各号の権限は、大統領令
が定めるところにより、協会又は“民法”第 32 条の
規定により国土海洋部長官の許可を受け設立され
た非営利法人として、大統領令が定める測量関連
の人材及び装備を有する機関に委託することがで
きる。

1. 第 25 条第 1 項の規定による地図等の審査

註）基本測量成果を使用して地図等の出版・配布
する使用承認の審査のこと（申請者が、公共測
量計画機関の場合は、公共測量成果として審査
するので対象外.）。

2. 第 34 条第 1 項の規定による公共測量の審査

註）使用承認及び公共測量の審査は、この条文に
基づいて大韓測量協会に委託。

○測量法施行令（2009年6月30日改正）

第1条の2（公共測量機関の指定）“測量法”（以下“法”という。）第2条第3号本文で“大統領令が定める機関”とは、次の各機関をいう。＜改正 2007.1.24＞

1. “政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律”第8条及び“科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律”第8条による政府外郭研究機関
2. “公共機関の運営に関する法律”第4条第1項の公共機関
3. “地方公企業法”による地方直営企業・地方公社・地方公団及び地方公社・地方公団の外の出資法人（註）上下水道事業者等
4. “社会基盤施設に対する民間投資法”第2条第7号の事業施行者（註）いわゆる PPP の民間事業者
5. 地下施設物測量を遂行する“都市ガス事業法”第2条第2号の都市ガス事業者及び“電気通信事業法”第5条の基幹通信事業者
＜本条新設 2004.7.20＞

第2条（公共測量及び一般測量から除外される測量）

①法第2条第3号ただし書及び第4号の規定によって公共測量及び一般測量から除外される測量は、次の各号のとおり。

1. 次の各項目のいずれかに該当する測量として国土海洋部長官が告示する測量
 - イ）局地的測量
 - ロ）高度な正確度を要しない測量
2. “地籍法”による地籍測量
3. “水路業務法”による水路測量

②次の各号の測量は、第1項第1号の規定にかかわらず、これを公共測量又は一般測量とする。ただし、関係法令で“地籍法”の規定による地籍測量成果又は“水路業務法”による水路測量成果を提出することとなっている場合の測量を除く。

1. 一つの測量対象が公共測量と第1項第1号の規定に該当する測量又は一般測量と第1項第1号の規定に該当する測量で一緒に実施される場合の当該測量
2. 関係法令の規定によって許可、認可、免許、登録、承認等の申込書に添付しなければならない測量図書を作成するために実施される測量
（註）許認可等に係る測量は、局所的なものや正確度の高くないものであっても、測量法の対象となる公共測量又は一般測量とする。

第4条（資料の提出及び地理の調査）

①法第8条第1項による地形・地物の変動に関する

通知は、国土海洋部令が定めるところにより毎年2月末までにしなければならない。

（註）韓国の会計年度は1月開始。

②国土地理情報院長は、第1項による通知の内容を確認するために必要ならば所属公務員に現地調査の実施又は特別自治道知事・市長・郡守又は区庁長（以下、“自治区の区庁長”という。）に調査して通知するようにできる。

③法第8条第2項により公共測量計画機関の長が通知しなければならない建設工事の種類及び規模は、別表1の5のとおり。＜本項新設 2007.6.18＞

④国土地理情報院長は、法第8条第3項により関係行政機関の長に地名と行政区域の境界に関する資料の提出を要請することができる。要請を受けた関係行政機関の長は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。＜本項新設 1997.12.9＞

第12条（測量成果の国外持ち出し）次の各号にあたる場合には、法第27条の規定により基本測量成果のうち地図及び沿岸海域基本図は、国土海洋部長官の許可なしに国外に持ち出すことができる。

1. 大韓民国政府と外国政府間に締結された協定又は合意によって相互交換する場合
2. 政府を代表して、外国政府と交渉する又は国際会議若しくは国際機関に参加する者が資料で使うために持ち出す場合
3. 観光客の誘致又は観光施設の宣伝を目的に作成して持ち出す場合
4. 縮尺5万分の1未満の縮尺の地図を国外に持ち出す場合

第12条の3（地図等の表示禁止事項）法第35条の2後段で“大統領令が定める国家安保を害する恐れがある事項”とは、“軍事基地及び軍事施設保護法”第2条第2号の軍事施設に関する事項をいう。

＜改正 2007.1.24, 2008.9.22＞

＜本条新設 2000.8.5＞

第14条（公共測量に準ずる測量）

①法第38条第1項の規定により公共測量として指定することができる一般測量は、次のものとする。

＜改正 2000.8.5, 2004.7.20＞

1. 測量実施区域の面積が1平方キロメートル以上の基準点測量、地形測量及び平面測量
2. 測量路線の長さが10キロ以上の基準点測量
3. 国土海洋部長官が発行する地図の縮尺と同じ縮尺の地図作成
4. 撮影地域の面積が1平方キロメートル以上の測量用写真の撮影
5. 地下施設物の測量
6. 人工衛星等で取得した画像情報に座標を付与するための2次元又は3次元の座標測定
7. その他の公共の利害に特に関係があると認めら

れる民間の鉄道敷設、干拓及び埋め立て事業等に伴う測量

- ②国土海洋部長官は、第1項の規定により一般測量を公共測量で指定したときには、これを告示しなければならない。

第15条（測量業の種類）①法第39条第1項の規定による測量業の種類は、次の各号のとおり。

1. 測地測量業
2. 公共測量業
3. 一般測量業
4. 沿岸調査測量業
5. 航空撮影業
6. 空間画像図化業
- 6の2. 画像処理業
7. 数値地図作成業
8. 地図作成業
9. 地下施設物測量業

第34条（中央地名委員会の構成）

- ①法第58条の規定による中央地名委員会は、委員長及び副委員長各1人を含んだ20名以内の委員で構成する。

- ②委員長は、国土地理情報院長がなり、副委員長は、国土地理情報院で地名業務を担当する課長又は担当官となる。

- ③委員長及び副委員長を除いた委員は、次の者とし、国土地理情報院長が委嘱した者となる。

1. 行政安全部及び国防部の4級公務員として所属長官が推薦した者 各1名
2. 教育科学技術部の（教科書）編修に関する事務を担当する4級公務員又は奨学官として教育科学技術部長官が推薦した者 1名
3. 削除
4. 文化体育観光部の文化財管理又は国語政策に関する事務を担当する4級公務員として文化体育観光部長官が推薦した者 1名
5. 国史編纂委員会の教育研究官のうち国史編纂委員会委員長が推薦した者 1名
6. 地名に関する学識経験が豊富な者で国土地理情報院長が任命又は委嘱した者 12名以内
（註）4級公務員は、我が国の本省課長相当。

[別表1の5]

地形・地物の変動を誘発する建設工事の種類及び規模（施行令第4条第3項関連）

区分	建設工事の種類及び規模
1.都市の開発	・“都市開発法”第2条第1項第2号による都市開発事業中面積が10万㎡以上であること

	・“都市及び住居環境整備法”第2条第2号による整備事業中面積が10万㎡以上であること
	・“国土の計画及び利用に関する法律”第2条第10号による都市計画施設事業中次の施設に関する事業 1) 運河 2) 流通業務設備として敷地面積が10万㎡以上であること 3) 駐車場施設として敷地面積が10万㎡以上であること 4) 市場として敷地面積が10万㎡以上であること
	・“住宅法”第16条による大地（敷地）造成事業中面積が10万㎡以上であること
	・“宅地開発促進法”第7条第1項による宅地開発事業又は“スイートホーム住宅建設等に関する特別法”第2条第3号による住宅地構造成事業中面積が10万㎡以上であること
	・“流通団地開発促進法”第2条第4号による流通団地開発事業又は“流通産業発展法”第2条第15号による共同集配送センター造成事業中面積が10万㎡以上であること
	・“旅客自動車運輸事業法”第2条第5号による旅客自動車ターミナル設置工事中敷地面積が10万㎡以上であること
	・“貨物流通促進法”第2条第7号による貨物ターミナル設置工事中敷地面積が10万㎡以上であること
	・“教育基本法”第9条による学校の設置工事中敷地面積が10万㎡以上であること
	・“農漁村整備法”第2条第7号及び第32条による農漁村生活環境整備事業中の村整備区域の造成事業面積が10万㎡以上であること
	・“産業立地及び開発に関する法律”第2条第6号による産業団地開発事業中面積が10万㎡以上であること
2.産業立地及び産業団地の造成	・“産業集積活性化及び工場設立に関する法律”第2条第1号による工場の設立として造成面積が10万㎡以上のこと
	・“都市開発法”第2条第1項第2号による都市開発事業として工業用地造成事業中面積が10万㎡以上であること
	・“産業技術団地支援に関する特例法”第2条による産業技術団地の造成事業中面積が10万㎡以上であること

	・“大徳（テドク）研究開発特区等の育成に関する特別法”第2条第1号及び第4条による研究開発特区の造成事業中面積が 10 万㎡以上であること	7. 空港の建設	・“航空法”第2条第8号による空港開発事業中次の事業 1) 飛行場の新設 2) その他の空港開発事業として面積が 10 万㎡以上であること
3. 港湾の建設	・“漁村・漁港法”第2条第5号又は第6号による漁港施設又は漁港開発事業中造成面積が 10 万㎡以上であることただし、公有水面埋めたてが伴う場合には造成面積中埋めたて面積が 3 万㎡以上であること ・“港湾法”第2条第6号による港湾施設中造成面積が 10 万㎡以上であること。ただし、公有水面埋めたてが伴う場合には造成面積中埋めたて面積が 3 万㎡以上であること ・“新港湾建設促進法”第2条第2号による港湾施設中造成面積が 10 万㎡以上であること。ただし、公有水面を埋め立てする場合には造成面積中埋めたて面積が 3 万㎡以上であること	8. 河川の利用及び開発	・“河川法”第2条第1項第2号による河川区域又は同じ法第10条による沿岸区域での同じ法第2条第1項第4号による河川工事中その工事区間が河川中心の長さで 5 km 以上であること
4. 道路の建設	・“道路法”第2条又は第10条、“国土の計画及び利用に関する法律”第2条第13号による道路の建設事業として長さ 5 km 以上の道路建設事業	9. 開墾及び公有水面の埋めたて	・“公有水面埋め立て法”第2条第3号による埋めたて事業中面積が 10 万㎡以上であること ・“農漁村整備法”第2条第5号による干拓又は開墾事業中面積が 10 万㎡以上であること
5. 水資源の開発	・“ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律”第2条第1号によるダム又は“河川法”第2条第1項第3号による河川付属物中河口堰の設置工事として満水面積が 200 万㎡以上又は総貯水容量が 2 千万立方 m 以上であること ・“農漁村整備法”第2条第6号による農業生産基盤施設中満水面積が 200 万㎡以上又は総貯水容量が 2 千万立方 m 以上の貯水池の造成	10. 観光団地の開発	・“観光振興法”第2条第6号及び第7号による観光地及び観光団地の造成事業中面積が 10 万㎡以上であること ・“自然公園法”第2条第9号による公園事業中造成面積又は同じ法第18条第1項第5号による公園集団施設中面積が 10 万㎡以上であること ・“国土の計画及び利用に関する法律”第2条第11号による都市計画事業中遊園地に設置される施設面積が 10 万㎡以上であること ・“都市公園及び緑地等に関する法律”第2条第4号による公園施設の設置事業中公園施設面積の合計が 10 万㎡以上であること
6. 鉄道（都市鉄道を含む）の建設	・“鉄道建設法”第2条第1号又は“国土の計画及び利用に関する法律”第2条第6号による鉄道の建設事業中長さ 5 km 以上又は鉄道施設の面積が 10 万㎡以上 ただし、“鉄道事業法”第2条第5号による専用鉄道を工場の中に設置する場合を除く。 ・“都市鉄道法”第3条第1号及び第3号による都市鉄道の建設事業中長さ 5 km 以上又は都市鉄道施設（敷地を含む）の面積が 10 万㎡以上であること ・“軌道運送法”第2条第7号による軌道事業又は同じ組第9号の専用軌道の長さが 5 km 以上又は軌道用紙（軌道施設の面積を含む）の面積が 10 万㎡以上であること ・“鉄道建設法”第2条第2号による高速鉄道の建設事業中長さ 5 km 以上又は鉄道施設の面積が 10 万㎡以上であること	11. 特定地域の開発	・“地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律”第38条の2第2項による地域総合開発事業中面積が 10 万㎡以上であること ・“経済自由区域の指定及び運営に関する法律”第2条第1号による経済自由区域の開発事業 ・“首都圏新空港建設促進法”第2条第2号による新空港建設事業
		12. 体育施設の設置	・“体育施設の設置・利用に関する法律”第2条第1号による体育施設の設置工事中総用地面積が 10 万㎡以上であること ・“競輪・競艇法”第2条第1号・第2号による競輪・競艇の設置事業中総用地面積が 10 万㎡以上であること ・“青少年活動振興法”第10条第1号による青少年修練施設の設置事業中総用地面積が 10 万㎡以上であること ・“韓国馬事会法”第4条による競馬場設置事業中総用地面積 10 万㎡以上であること

13. 廃棄物処理施設の設置	・“廃棄物管理法”第2条第8号による廃棄物処理施設中埋め立て施設の造成面積が10万㎡以上であること
----------------	---

註) “測量・水路調査及び地籍に関する法律”の12月10日施行にともない、測量法施行令を基礎とした測量・水路調査及び地籍に関する法施行令を制定。施行令では、地図の修正がより確実に実施できるように、通知対象事業規模を拡大。

- 工事の面積:10万㎡以上⇒5万㎡以上
- 道路・鉄道等の建設工事の長さ:5km以上⇒1km以上

○測量法施行規則（2009年7月1日改正）

第4条（地形・地物の変動に関する報告）

①令第4条第1項による地形・地物の変動に関する通知は、別紙第1号の16の書式による。

②公共測量計画機関の長は、令第4条第3項による建設工事を施工するとき（着工したときをいう）には30日以内に、完了したとき（竣工したときをいう）、道路・鉄道・都市鉄道及び高速鉄道建設工事の場合には、部分竣工したときを含む）には60日以内に、次の各号の内容を国土地理情報院長に知らせなければならない。〈本項新設 2007.6.21〉

1. 建設工事を施工するとき 工事の概要、建設工事位置図（縮尺5万分の1以上の地図に表示しなければならない）
2. 建設工事を完了したとき 工事の内容、竣工図面、現地地形・地物調査資料
- ③第2項による竣工図面等に対する詳細作成方法その他必要な事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。〈本項新設 2007.6.21〉

第10条（地図の縮尺）法第23条第1項の規定により国土地理情報院長が刊行する地図の縮尺は、1千分の1・2千500分の1・5千分の1・1万分の1・2万5千分の1・5万分の1・10万分の1・25万分の1・50万分の1及び100万分の1とする。〈改正 2004.7.21〉

第11条（基本図の指定）法第23条第7項により基本図と指定する地図は、全国を対象にして作成した地形図の中で、規格が一定で正確度を統一したもののうち、縮尺が最大なものでなければならない。〈改正 1998.4.7, 2007.6.21〉

第15条の2（測量成果等の使用料）

- ①法第25条の2の規定によって基本測量の測量成果又は測量記録を使用しようとする者が納めなければならない使用料は、別表4のとおり。
- ②法第25条の2のただし書の規定により測量成果等の使用料を減免することができる対象及びその減免範囲は、次の各号のとおり。

1. 国又は地方自治体が使う場合：100パーセント
 2. 教育又は研究機関が教育又は研究用で使う場合：100パーセント
 3. 政府投資機関管理基本法第2条の規定による政府投資機関が使う場合：50パーセント
- 〈本条新設 2000.8.14〉

付録－4

「測量・水路調査及び地籍に関する法律」の抜粋と補足

○測量・水路調査及び地籍に関する法律（2009年6月9日制定）

第1条（目的）この法律は、測量及び水路調査の基準及び手続きと地籍公簿の作成及び管理等に関する事項を規定することにより国土の効率的管理、海上交通の安全及び国民の所有権保護に寄与することを目的とする。

第2条（定義）この法で使う用語の意味は、次のとおりとする。

1. “測量”とは、空間上に存在する決まったいくつかの点の位置を測定し、その特性を調査して図面及び数値で表現又は図面上の位置を現地に再現することをいい、測量用写真の撮影、地図の作成及び各種建設事業で用具する図面作成等を含む。
2. “基本測量”とは、すべての測量の基礎になる空間情報を提供するために国土海洋部長官が実施する測量を言う。

註）基本測量の定義に空間情報が登場

3. “公共測量”とは、次の測量をいう。

イ）国、地方自治体、その他大統領令で定める機関が関係法令による事業等を施行するために基本測量を基礎として実施する測量

ロ）上記以外の者が施行する測量のうち公共の利害又は安全と密接な関連がある測量として大統領令で定める測量

註）ロは、旧測量法第38条に規定していた公共測量に準ずる測量を、ここに再編したものである。我が国の2007年の測量法改正（第47条を第5条2に再編）と同じ手法である。なお、イ）の大統領令で定める機関は、旧測量法の施行令第1条の2を、ロ）の大統領令で定める測量は、この法律の施行令第3条を参照されたい。

4. “地籍測量”とは、土地を地籍公簿に登録又は地籍公簿に登録された境界点を地上に修復するために第21号による筆の境界又は座標と面積を決める測量をいう。
5. “水路測量”とは、海洋の水深・地球磁気・重力・地形・地質の測量と海岸線及びこれに関連する土地の測量をいう。

6. “一般測量”とは、基本測量、公共測量、地籍測量及び水路測量以外の測量をいう。

第5条（測量基本計画及び実施計画）

①国土海洋部長官は、次の各号の事項（水路の調査に関する事項は除く）を含む測量の基本計画を5年ごとに策定しなければならない。

1. 測量に関する基本的な構想及び推進戦略
2. 測量の国内外の環境の分析及び技術の研究
3. 測量業及び技術人材育成方策
4. その他の測量の発展のために必要な事項

②国土海洋部長官は、前項の規定による測量の基本計画に基づいて年度別施行計画を策定・実施しなければならない。

第10条（協力体系の構築）

①国土海洋部長官は、地形に関する資料を活用して第15条第1項による地図等を維持・管理するために必要な場合には、関係行政機関、地方自治体、“高等教育法”による大学、“公共機関の運営に関する法律”による公共機関（以下、“関係機関”という。）等と協力体系を構築することができる。

（註）従前の測量法にあった協力体制の条文に、大学を明示的に追加。

②国土海洋部長官は、第1項による協力体系に参加した機関に第15条第1項による地図等に関する資料を提供することができる。

第14条（基本測量成果の保管及び閲覧等）

①国土海洋部長官は、基本測量成果及び基本測量記録を保管して一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

②基本測量成果及び基本測量記録の複製又写しの発行を受けようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官に、その複製又は発行を申し込まなければならない。

③国土海洋部長官は、第2項による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、基本測量成果又は基本測量記録の複製又は写しの発行を受けることができない。

1. 国家安保又はその他国家の重大な利益を害する恐れがあると認められる場合
2. 他の法令によって秘密とする、閲覧が制限される等非公開事項として規定された場合

第15条（基本測量成果等を使った地図等の刊行）

①国土海洋部長官は、基本測量成果及び基本測量記録を使って地図その他の必要な刊行物（以下“地図等”という。）を刊行（情報処理システムを通じて電子的記録方式に従った情報提供を含む。以下、同様）して販売又は配布することができる。ただし、国家安保を害する恐れがある事項として大統領令で定める事項は、地図等に表示することができない。〔施行令第15条参照〕

（註）刊行は、旧測量法では、義務規定（刊行しなければならない）であったが、許可規定（～できる）に変更。また、我が国の2007年の測量法改正と同様、測量成果の提供に、電子的（電磁的）記録方式を追加。

②国土海洋部長官は、第1項により刊行した地図等の中で国土海洋部令に定める要件に適合するものを基本図として指定することができる。

③基本測量成果と、基本測量記録又は第1項により刊行した地図等を活用した地図等を刊行して販売又は配布しようとする者（第17条第2項による公共測量施行者は除く）は、その地図等に対して国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官の審査を受けなければならない。

第16条（基本測量成果の国外持ち出し禁止）

①何人も、国土海洋部長官の許可なしに基本測量成果のうち地図等又は測量用写真を国外に持ち出してはならない。ただし、外国政府と基本測量成果を相互に交換する等、大統領令で定める場合は、この限りではない。〔施行令第16条参照〕

②何人も、第14条第3項各号のいずれかに該当する場合には、基本測量成果を国外に持ち出してはならない。

第21条（公共測量成果の国外持ち出しの禁止）

①何人も、国土海洋部長官の許可なしに公共測量成果のうち地図等又は測量用写真を国外に持ち出してはならない。ただし、外国政府と公共測量成果を相互に交換する等、大統領令で定める場合は、この限りでない。

②何人も、第14条第3項各号のいずれかに該当する場合には、公共測量成果を国外に持ち出してはならない。

第22条（一般測量の実施等）

①一般測量は、基本測量成果及びそれらの測量記録並びに公共測量成果及びそれらの測量記録をもとに実施しなければならない。

②国土海洋部長官は、次の各号のいずれかに該当する目的のために必要と認められる場合には、一般測量を実施した者に、その測量成果又は測量記録の写しを提出させることができる。

1. 測量の精度確保
2. 測量の重複排除
3. 測量に関する資料の収集分析

○測量・水路調査及び地籍に関する法律施行令（2009年12月4日制定）

第3条（公共測量）法第2条第3項“大統領令で定める測量”とは、次の各号の測量のうち国土海洋部長官が指定して告示する測量をいう。

1. 測量実施区域の面積が1平方キロメートル以上の

基準点測量、地形測量及び平面測量

2. 測量路線の長さが 10 キロ以上の基準点測量
3. 国土海洋部長官が発行する地図の縮尺と同じ縮尺の地図作成
4. 撮影地域の面積が 1 平方キロメートル以上の測量用写真の撮影
5. 地下施設物の測量
6. 人工衛星等で取得した画像情報に座標を付与するための 2 次元又は 3 次元の座標測定
7. その他の公共の利害に特に関係があると認められる民間の鉄道敷設、干拓及び埋め立て事業等に伴う測量

第 15 条（地図等の表示禁止事項） 法第 15 条第 1 項及び法第 20 条のただし書の“大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. “軍事基地と軍事施設保護法”第 2 条第 1 号及び第 2 号の軍事基地及び軍事施設に関する事項
2. 他の法令に基づいて秘密とする又は閲覧が制限される等の非公開情報

第 16 条（基本測量成果の国外持ち出し） 法第 16 条第 1 項及び第 21 条第 1 項のただし書の“外国政府との基本的な測量成果を相互に交換する等、大統領令で定める場合”とは、次の各号の場合をいう。

1. 大韓民国政府と外国政府との間で締結された協定や合意に基づいて基本的な測量成果を相互に交換する場合
2. 政府を代表して、外国政府と交渉する又は国際会議若しくは国際機関に参加する者が資料として使用するための地図その他必要な刊行物（以下“地図等”という。）又は測量用写真を持ち出す場合
3. 観光客の誘致又は観光施設の宣伝を目的として、地図等又は測量用写真を作成して持ち出す場合
4. 縮尺 5 万分の 1 未満の地図（数値地形図を除く。以下この項において同じ。）その他必要な出版物を国外に持ち出す場合
5. 縮尺 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図の持ち出しについて、“国家空間情報に関する法律施行令”第 24 条第 3 項に基づいて国家情報院長の支援を受け、安全性の検討を経た場合（等高線、発電所、ガス管等国土海洋部長官が定めて告示する施設等が表示されていない場合に限る。）

註）“国家空間情報に関する法律施行令”第 24 条第 3 項では、「国家情報院長は、管理機関に対して空間情報の保安性検討等保安管理に必要な協力及び支援ができる。」としている。

付録－5

「国土基本法」等の抜粋及び補足

○国土基本法（2009 年 6 月 9 日改正）

第 1 条（目的） この法律は、国土に関する計画及び政策の策定・実施に関する基本的な事項を定めることにより国土の健全な発展及び国民の福利向上に寄与することを目的とする。

第 2 条（国土管理の基本理念） 国土は、すべての国民の生活の基盤であり後世に伝える民族の資産であるため、国土に関する計画及び政策は、開発及び環境の調和を土台に、国土の均衡ある発展、国家の競争力の向上及び国民の生活の質を改善によって、国土の持続可能な発展を図れるように策定・執行しなければならない。

第 3 条（国土の均衡ある発展）

①国及び地方自治体は、各地域が特性に応じて、個性をもって発展し、自立的な競争力を備えるようにすることにより、国民すべてが安定し、便利な生活を享受することのできる国土環境を作らなければならない。

②国及び地方自治体は、首都圏及び非首都圏、都市及び農村・山村・漁村並びに大都市及び中小都市間が均衡ある発展を遂げ、生活環境が著しく遅れた地域が発展することのできる基盤を構築しなければならない。

③国及び地方自治体は、地域間の交流協力を促進させ、これを体系的に支援することにより、地域間の和合及び共同繁栄を図らなければならない。

第 6 条（国土計画の定義及び区分）

①この法律において“国土計画”とは、国土を利用・開発及び保全するにあたり、将来の経済的・社会的変動に対応して、国土が志向すべき発展方向を設定し、これを達成するための計画をいう。

②国土計画は、次の各号の区分により、国土総合計画・道総合計画・市郡総合計画・地域計画及び部門別計画に区分する。（以下略）

第 8 条（他の法令による計画との関係） この法律による国土総合計画は、他の法令によって策定される国土に関する計画に優先し、その基本となる。ただし、軍事に関する計画については、この限りでない。

第 9 条（国土総合計画の策定）

①国土海洋部長官は、国土総合計画を策定しなければならない。（以下略）

註）「国家空間情報に関する法律」の制定に合わせて下記条文を削除。

第 23 条（国土情報体系の構築及び活用等）

①国は、国土計画又は政策の合理的な策定と執行のために、地形・地上物等の位置及び属性、土地利用、水系等に関する多様な地理情報と道路・交通・物流・産業・水資源・都市等に関する多様な人文・社会情報を活用することのできる国土情報体系を構築・管理しなければならない。

い。

- ②国土海洋部長官は、国土現況を調査しこれを地図に製作して、国土計画及び各種土地利用計画の策定等のための資料として提供しなければならない。

第25条（国土調査）

- ①国土海洋部長官は、国土に関する計画又は政策の策定、国土情報体系の構築、年次報告書の作成等のために必要なときは、あらかじめ人口、経済、社会、文化、交通、環境、土地利用その他大統領令の定める事項に関して調査することができる。

[施行令第10条①参照]

- ②国土海洋部長官は、中央行政機関の長又は地方自治体の長に、調査に必要な資料の提出を要請し、又は第1項の調査事項のうち一部に関して、これを直接調査するよう要請することができる。この場合、要請を受けた中央行政機関の長又は地方自治体の長は、特別な事由がない限りこれに従わなければならない。

- ③国土海洋部長官は、国土調査の効率的な実施のために必要な場合は、第1項の規定による調査を専門機関に依頼することができる。

- ④第1項の規定による国土調査の種類、方法等の必要な事項は、大統領令で定める。[施行令第10条②参照]

第33条（権限の委任及び委託）

- ①この法律による国土海洋部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、所属機関の長又は市道知事に委任することができる。（以下略）
[施行令第19条参照]

○国土基本法施行令（2009年8月5日改正）

- 第1条（目的） この大統領令は、 “国土基本法”で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第8条 削除

第10条（国土調査の実施）

- ①法第25条第1項で“大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 地形・地物等の地理情報に関する事項
2. 農林海洋水産に関する事項
3. 防災及び安全に関する事項
4. 他に国土海洋部長官が必要と認める事項

- ②法第25条第4項の規定により国土調査は、次の各号の区分により実施し、国土海洋部長官は、国土調査を効率的に実施するために、国土調査項目及び調査主体等、必要な事項について、関係中央行政機関の長及び市道知事との事前協議を経て、国土調査の計画を立てることができる。

1. 定期調査：国土に関する計画又は政策の樹立と執

行に活用するために、毎年実施する調査

2. 随時調査：国土海洋部長官が必要と認める場合は、特定の地域や部門等を対象に実施する調査

- ③第2項に規定する事項のほか、国土調査の実施に必要な事項は、国土海洋部長官が定める。

第19条（権限の委任） 国土海洋部長官は、法第33条第1項の規定により次の各号の権限を国土地理情報院長に委任する。

1. 削除
2. 法第25条の規定による国土調査、資料の提出の要求、直接調査の要請、専門機関への調査依頼及び第10条第2項の規定による国土調査の計画の策定
3. 第8条の規定による国土情報の管理及び活用に関する事項

付録－6

「位置情報の保護及び利用等に関する法律」の抜粋

（2009年3月13日改正）

第1条（目的） この法律は、位置情報の流出、誤用又は乱用から私生活の秘密を保護し、位置情報の安全な利用環境を作り、位置情報の利用を活性化することによって、国民生活の向上及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義） この法律において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. “位置情報”とは、移動性のあるもの又は個人が特定の時間に存在する又は存在していた位置に関する情報として、電気通信基本法第2条第2号及び第3号の規定による電気通信設備と電気通信回線設備を利用して収集されたものをいう。
2. “個人位置情報”とは、特定の個人の位置情報（位置情報だけでは特定の個人の位置を知ることができない場合でも、他の情報と容易に結合して、特定の個人の位置を知ることができることを含む）をいう。
3. “個人位置情報主体”とは、個人の位置情報によって識別される者をいう。
4. “位置情報収集事実確認情報”とは、位置情報の収集要求の収集日時及び収集方法に関する資料（位置情報を除く）をいう。
5. “位置情報利用・提供事実確認情報”とは、位置情報の提供を受ける者、取得経路、利用・提供の日時及び利用・提供の方法に関する資料（位置情報を除く）をいう。
6. “位置情報事業”とは、位置情報を収集して、位置情報サービス事業者に提供することを事業として営むことをいう。
7. “位置情報サービス事業”とは、位置情報を利用し

たサービス（以下“位置情報サービス”という。）を提供することを事業として営むことをいう。

8. “位置情報システム”とは、位置情報事業及び位置情報サービス事業のために、“情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律”第2条第1項第1号の規定による情報通信網を通じて、位置情報を収集、保存、分析、利用及び提供できるように、お互いに有機的に連携されたコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データベース及び人的資源の結合体をいう。

第3条（位置情報の保護と利用等のために講じる施策）放送通信委員会は、関係中央行政機関の長と協議を経て、位置情報の安全保護及び健全な利用等のために、次の各号の事項が含まれている施策を準備しなければならない。

1. 位置情報の保護及び利用等のための施策の基本方向
2. 位置情報の保護に関する事項
3. 公共の目的のための位置情報の利用に関する事項
4. 位置情報事業及び位置情報サービス事業に関連する技術の開発及び準化に関する事項
5. 位置情報事業及び位置情報サービス事業の安全性及び信頼性の向上に関する事項
6. 位置情報事業及び位置情報サービス事業の品質向上、品質の評価等に関する事項
7. その他の位置情報の保護及び利用等のために必要な事項

第5条（位置情報事業の許可等）

- ①位置情報事業をしようとする者は、相互に、主たる事務所の所在地、位置情報事業の種類及び内容、位置情報システム等の事業用の主要な設備等について、大統領令で定めるところにより放送通信委員会の許可を受けなければならない。（以下略）

第15条（位置情報の収集等の禁止）

- ①何人も、個人又は所有者の同意なしに、個人又は移動性のある物の位置情報の収集、利用又は提供してはならない。ただし、第29条の規定による緊急救助機関の緊急時の救助若しくは警報送信要求がある又は他の法律に特別の規定がある場合には、この限りでない。（以下略）

第16条（位置情報の保護措置等）

- ①位置情報事業者等は、位置情報の漏洩、改ざん、毀損等を防止するために位置情報の取り扱い管理指針を制定する又はアクセス権限者を指定する等の管理措置、及びファイアウォールの設置又は暗号化ソフトウェアの活用等の技術的な措置を講じなければならない。この場合、管理措置及び技術的措置の具体的内容は、大統領令で定める。（以下略）

第18条（個人位置情報の収集）

- ①位置情報事業者が個人位置情報を収集する場合には、あらかじめ次の各号の内容を利用規約に明示した後、個人位置情報主体の同意を得なければならない。

1. 位置情報事業者の名称、住所、電話番号、その他の問い合わせ先
2. 個人位置情報主体及び法定代理人（第25条第1項の規定により法定代理人の同意を得なければならない場合に限る）の権利及びその行使方法
3. 位置情報事業者が位置情報サービス事業者に提供するサービスの内容
4. 位置情報収集事実確認情報の保管根拠及び保管期間
5. その他個人位置情報の保護のために必要な事項として大統領令で定める事項（以下略）

第24条（個人位置情報主体の権利等）

- ①個人位置情報主体は、位置情報事業者等に対し、いつでも第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項の規定による同意の全部又は一部を撤回することができる。（以下略）

（以下略）

第29条（緊急時の救助のための個人的な位置情報の利用）

- ①“災害と安全管理基本法”第3条第7項の規定による緊急救助機関（以下“緊急救助機関”という。）は、差し迫った危険から生命・身体を保護するために、個人位置情報主体、個人位置情報主体の配偶者、2親等以内の親族又は“民法”第928条の規定による保護者（以下“配偶者等”という。）からの緊急救助要請がある場合は、緊急時の状況を判断し、位置情報事業者に個人位置情報の提供を求めることができる。この場合、配偶者等は、緊急以外の目的で緊急救助要請をしてはならない。
- ②第1項の規定による個人位置情報主体又は配偶者等の緊急救助要請は、公共の秩序の維持及び公益増進のために付与された大統領令で定める特殊番号の電話サービスを介した呼び出しに限る。
- ③第1項の要請を受けた位置情報事業者は、個人位置情報主体の同意なしに個人位置情報を収集することができ、個人位置情報主体の同意がないことを理由に、緊急救助機関の要請を拒否してはならない。
- ④位置情報事業者は、第1項の規定により個人位置情報を緊急救助機関に提供する場合は、個人位置情報の提供の事実を、当該個人位置情報主体に直ちに通知しなければならない。
- ⑤緊急救助機関は、台風、大雨、火災、化学兵器の事故等の災害又は災害の危険区域内にある個人位

置情報主体に，生命又は身体の危険を警告するため大統領令で定めるところにより位置情報事業者に警告送信を要求することができる．要請を受けた位置情報事業者は，危険地域内にある個人位置情報主体の同意がないことを理由に，警報送信を拒否してはならない．

⑥緊急救助機関の緊急救助業務に従事する又は従事

した者は，緊急救助を目的として提供された個人位置情報を緊急救助以外の目的で使用してはならない．

⑦第1項の規定による緊急救助要請及び第5項の規定による警報送信の方法及び手続きに関し必要な事項は，大統領令で定める．